

情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

(平成 30 年度)

春日井市

目次

第1	制度のあらまし	1
第2	情報公開制度の施行状況	8
第3	個人情報保護制度の施行状況	12
第4	情報提供制度の施行状況	14
第5	会議公開制度の施行状況	15
資料1	平成30年度情報公開実施状況一覧表	16
資料2	平成30年度個人情報保護実施状況一覧表	29
資料3	平成30年度会議公開実施状況一覧表	33
資料4	平成30年度情報公開・個人情報保護審査会答申	39

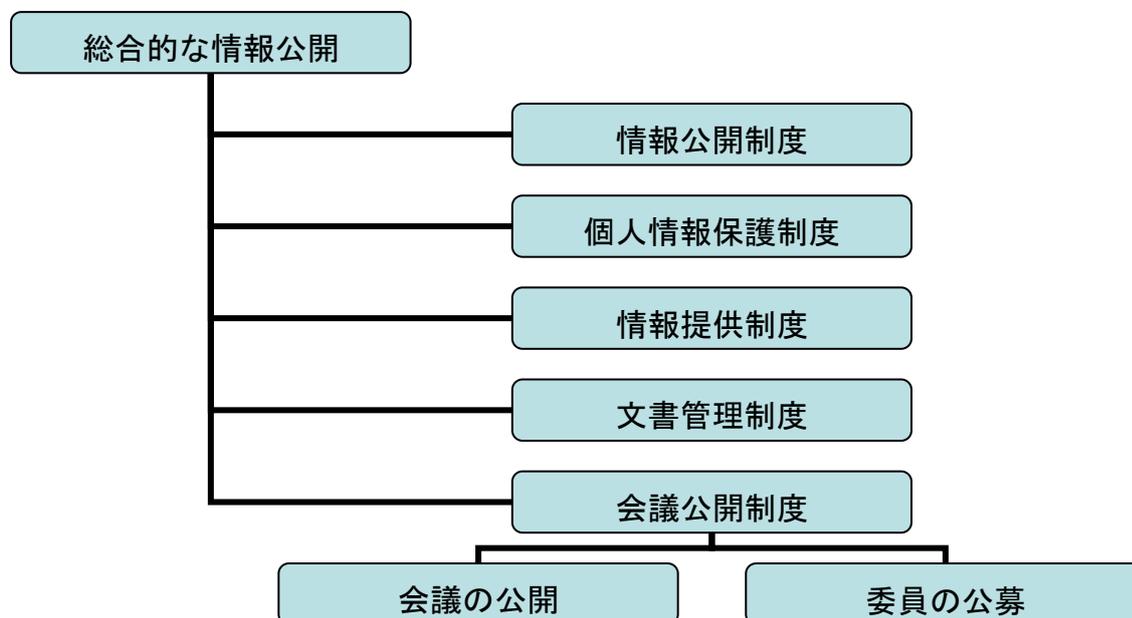
第1 制度のあらまし

当市では、春日井市情報公開条例に基づき、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざして、総合的な情報公開の推進に努めています。

総合的な情報公開の推進とは、公文書の開示を行うだけでなく、情報提供、会議公開等を整備充実することにより市が保有する情報の公開を総合的に進めていくもので、おおむね次の制度があげられます。

- (1) 情報公開制度 市民からの開示請求に応じて公文書の開示を行う制度
- (2) 個人情報保護制度 自分の情報を確認する権利や適正な個人情報の取扱いを定める制度
- (3) 情報提供制度 市政に関する情報を積極的に市民に提供する制度
- (4) 文書管理制度 文書管理システム等により適正な文書の管理を行う制度
- (5) 会議公開制度 会議の公開や公募による委員の選出を実施する制度

【総合的な情報公開のイメージ】



1 情報公開制度

当市では、春日井市情報公開条例を平成12年9月29日に公布し、平成13年4月1日から施行しています。

情報公開制度とは、市民等からの請求により、公文書を公開する制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

【情報公開制度のイメージ】



(1) 目的

市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、総合的な情報公開を推進します。

また、市の行政運営の公開性の向上と公正の確保を図ることにより、行政活動を市民に説明する責任を果たし、市民の行政への参画の促進と開かれた市政の実現をめざしています。

(2) 実施機関

情報公開を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び議会です。

(3) 対象文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が平成13年4月1日（施行日）以後に職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録で、職員が組織的に用いるものとして、保有しているものです。また、施行日前の公文書も申出があれば、応じていきます。

(4) 請求できる方

市内に在住、在勤又は在学の方、市内に事務所又は事業所がある法人その他の団体、市と具体的利害関係がある方や法人その他の団体の方が請求できます。また、上記以外の人からも申出があれば、応じていきます。

(5) 公文書の開示義務

公文書は原則公開ですが、条例第 7 条の各号に掲げる不開示情報に該当する次の場合には不開示となります。

法令秘情報 (1号)	法令や条例で不開示とされている情報
個人情報 (2号)	個人識別情報、個人の正当な権利利益を害するおそれがある情報
法人情報 (3号)	法人などの正当な利益を害するおそれがある情報など
公共安全情報 (4号)	犯罪の予防など公共の安全を害するおそれがある情報
国等協力関係情報(5号)	国等との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められる情報
審議検討情報 (6号)	審議検討等の情報で特定の者に利益を与えるおそれがあるものなど
事務事業情報 (7号)	事務・事業の情報で適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

(6) 開示請求の手續

- ア 開示の決定等は、原則、請求があった日から起算して 15 日以内に行います。
- イ 公文書に第三者に関する情報が記載されているときは、この第三者に意見書を提出する機会を付与できます。

(7) 審査請求

開示決定等に不満があるときは、実施機関に対して審査請求をすることができます。実施機関は、第三者機関である情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

(8) その他

- ア 公文書の検索資料を作成し、市ホームページに掲載します。
- イ 市が一定の出資をしている法人等に対し、この条例の趣旨に基づき出資法人等が保有する情報を公開するよう協力を要請します。
- ウ 平成 27 年 8 月 1 日以降の請求から公文書の開示の実施に係る手数料を導入しました。

ホームページ掲載場所 [ホーム](#) > [市政情報](#) > [行政](#) > [情報公開・個人情報保護](#) > [情報公開制度](#) > [手数料の内容について](#)

2 個人情報保護制度

当市では、春日井市個人情報保護条例を平成14年9月30日に公布し、平成15年4月1日から施行しています。

個人情報保護制度とは、個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利利益の保護を図るため、自分の個人情報の内容を確認する権利や個人情報の適正な取扱いの基本原則などを定める制度です。

条例の概要は、次のとおりです。

(1) 目的

ア 個人の権利・利益の保護

個人の人格尊重の理念に基づき、プライバシーを始めとする個人の権利・利益の保護を図ること。

イ 個人情報の適正な取扱いの確立

本人取得の原則、利用・提供の制限、安全確保など個人情報の適正な取扱いの基本原則を定めること。

ウ 自分の情報を確認する権利の保障

自分の個人情報の公開、訂正、利用の停止などを求めることができる権利を保障すること。

(2) 個人情報の定義

個人に関する情報で、氏名、生年月日その他の記述などにより特定の個人を識別することができるもの及び個人識別符号（※）が含まれるものです。

（例）氏名、住所、電話番号、メールアドレス、生年月日、職業、役職、収入、財産、口座情報、成績、健康状態、信教、趣味、意見や苦情内容、DNAデータ、個人番号など

※ 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」といいます。）第2条第3項に規定する個人識別符号です。

(3) 個人情報の適正な取扱いの基本原則

ア 保有の制限

個人情報は、必要な場合に限り、利用目的を特定して取り扱います。

イ 適正で適法な方法による取得

個人情報とは、適正で公正な手段で取得します。

ウ 本人取得の原則

個人情報は、原則として本人から取得します。

エ 利用目的の明示

個人情報の利用目的を明らかにします。

オ 思想・信条などに関する情報の取得の制限

要配慮個人情報（※）のうち、思想、信条及び信教に関する個人情報や社会的差別の原因となるおそれのある個人情報は、原則として取得しません。

※ 本人の人種、信条（思想及び信教を含む。）、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして行政機関個人情報保護法第2条第4項に規定する要配慮個人情報です。

カ 正確性確保

市が持っている個人情報が事実と合致するよう努めます。

キ 安全確保

個人情報の漏えい、き損の防止など適正な管理をします。

ク 利用・提供の制限

個人情報の利用・提供は、一定の制限をします。

ケ 受領者に対する措置要求

個人情報を提供する場合は、利用制限や安全措置を求めます。

コ 高度情報通信ネットワークによる提供の制限

インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて個人情報を提供するときは、必要な保護措置をとります。

(4) 開示、訂正及び利用停止請求

ア 個人情報の本人開示

市が保有している個人情報について、本人開示の請求ができます。

なお、未成年者又は成年被後見人の法定代理人は本人に代わって、死者の遺族などは一定の死者に関する情報について開示請求することができます。

イ 個人情報の訂正等

開示を受けた自分の個人情報が事実でないときは、事実とその根拠を示して、

その個人情報の訂正、追加、削除の請求をすることができます。

ウ 個人情報の利用停止等

開示を受けた自分の個人情報が適法に取り扱われていないことを理由として、利用の停止、消去、提供の停止の請求をすることができます。

(5) 罰則

ア 実施機関の職員等が、正当な理由なく、電子計算機処理に係る個人情報ファイルを提供した場合、処罰されます。

イ 実施機関の職員等が、保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した場合、処罰されます。

ウ 実施機関の職員がその職権を濫用し、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合、処罰されます。

エ 開示請求権の適正な行使を担保するため、偽りその他不正の手段により保有個人情報の開示を受けた者に対し、過料を科します。

(6) 民間事業者に対する規制

民間事業者の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、市から民間事業者に対し、必要に応じて説明・資料の提出を求め、助言・勧告を行うことができます。

3 総合的な情報公開の推進のための関連制度

(1) 情報提供制度

春日井市情報提供の推進に関する指針を定め、市政に関する情報を積極的に市民に提供するように努めています。

指針では、市政運営の基本方針に関する事項、環境、福祉、健康、防災、教育その他市民生活に密接な関係がある事項など 13 項目について提供すべき事項を定めています。

市役所 2 階の情報コーナーでは、予算・決算書、統計資料、交際費、旅費、食糧費の一覧、審議会の議事録、計画書、報告書などの行政資料の閲覧をすることができます。

(2) 文書管理制度

文書管理制度は、情報公開制度の円滑な運用を図るため、車の両輪にあたる重要な制度です。当市では文書管理システムを導入するとともに、春日井市文書取扱規程に基づき、適正な文書の管理に努めています。

(3) 会議公開制度

春日井市附属機関等の設置等に関する指針を定め、公募による委員の選出に努めるとともに、附属機関などの会議を原則公開とし、公正で透明性のある市政の推進を図ります。

公開の会議は、広報、ホームページで周知し、どなたでも傍聴いただけます。

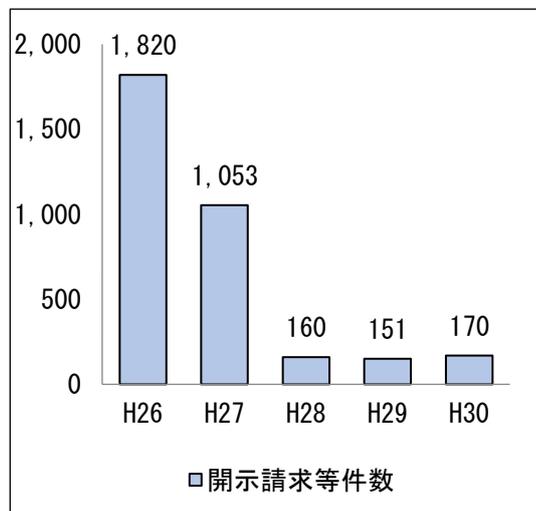


第2 情報公開制度の施行状況

1 開示請求等件数

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の公文書の開示請求等の件数は、170件（請求93件、申出77件）です。

図1 当市の開示請求等件数の推移



2 国、地方公共団体

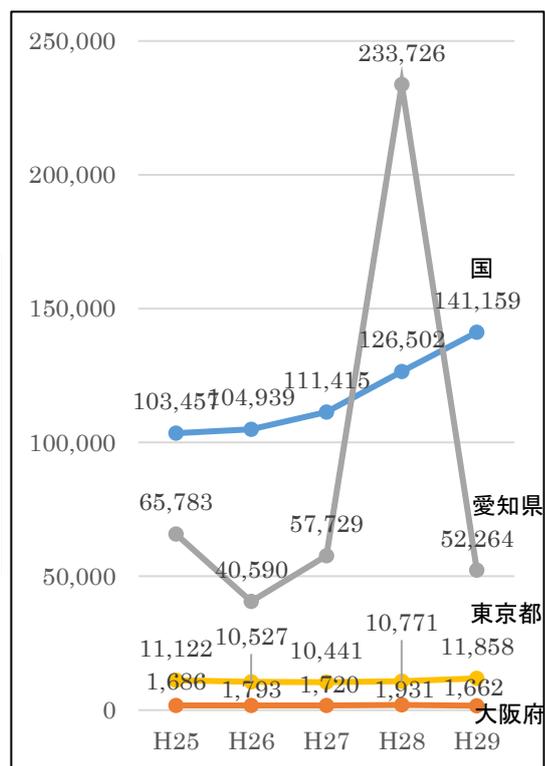
(1) 国、主な都府県

国と主な都府県における平成25年度から29年度までの開示請求等の件数の推移は、図2のとおりです。

	H25	H26	H27	H28	H29
国	103,457	104,939	111,415	126,502	141,159
大阪府	1,686	1,793	1,720	1,931	1,662
愛知県	65,783	40,590	57,729	233,726	52,264
東京都	11,122	10,527	10,441	10,771	11,858

（備考）平成30年度の状況は、まだ公表されていないため、平成29年度までの状況です。

図2 国等の開示請求件数の推移



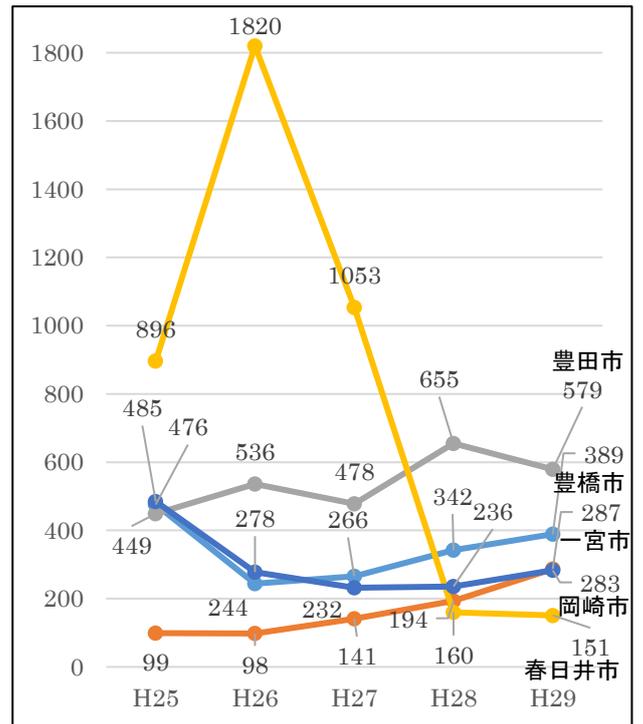
(2) 愛知県内の主な市

県内の主な市における平成 25 年度から 29 年度までの開示請求の件数の推移は、図 3 のとおりです。

	H25	H26	H27	H28	H29
豊橋市	476	244	266	342	389
一宮市	99	98	141	194	287
豊田市	449	536	478	655	579
春日井市	896	1,820	1,053	160	151
岡崎市	485	278	232	236	283

(備考) 平成 30 年度の状況は、まだ公表されていないため、平成 29 年度までの状況です。

図 3 県内他市の開示請求件数の推移



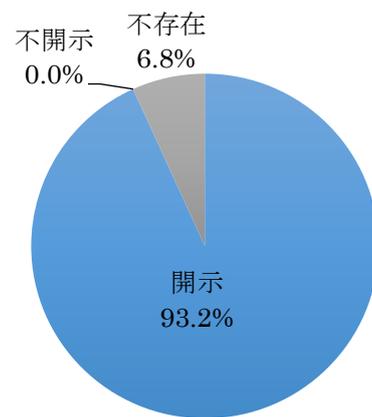
3 開示決定等の件数

平成 30 年度の開示決定等の件数は、次のとおりで、公開率は約 93%となっています。

処理区分	件数
開示	165
(うち全部開示)	84
(うち一部開示)	81
不開示	0
不存在	12

※取下げ 5 件

図 4 公開率



$$\text{公開率} = \frac{\text{開示}}{\text{開示} + \text{不開示} + \text{不存在}} \times 100$$

4 開示決定等の件数の推移

平成 26 年度から 30 年度までの開示決定等の件数の推移は右表のとおりです。

年度	請求件数	処 理 状 況					公開率
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	
H26	1820	1254	458	10	513	0	77%
H27	1053	383	107	471	169	2	43%
H28	160	105	49	0	15	6	91%
H29	151	95	52	4	14	6	89%
H30	170	84	81	0	12	5	93%

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

5 部局別の処理状況

平成 30 年度における部局別の請求件数及び処理状況は、次のとおりです。

部局名	請求等件数	処 理 状 況					公開率
		全部開示	一部開示	不開示	不存在	取下げ	
まちづくり推進部	65	32	35		1	1	99%
総務部	26	4	19		2	2	92%
上下水道部	22	22					100%
建設部	14	9	3		2	1	86%
財政部	9	3	5		2		80%
環境部	8	6	2				100%
企画政策部	6	4	2		2		75%
産業部	5	1	4				100%
教育委員会	4	2	3		1		83%
文化スポーツ部	3		3				100%
消防本部	3		2			1	100%
市民生活部	2	1	1				100%
議会事務局	2		1		2		33%
健康福祉部	1		1				100%
青少年子ども部							0%
市民病院							0%
農業委員会							0%
監査事務局							0%
会計管理者							0%
公平委員会							0%
選挙管理委員会							0%
固定資産評価審査委員会							0%
合 計	170	84	81	0	12	5	93%

6 開示請求の内容別件数の推移

平成 26 年度から 30 年度までの請求内容の上位 3 は右表のとおりです。

※平成 28 年度について上下水道部と教育委員会は同件数です。

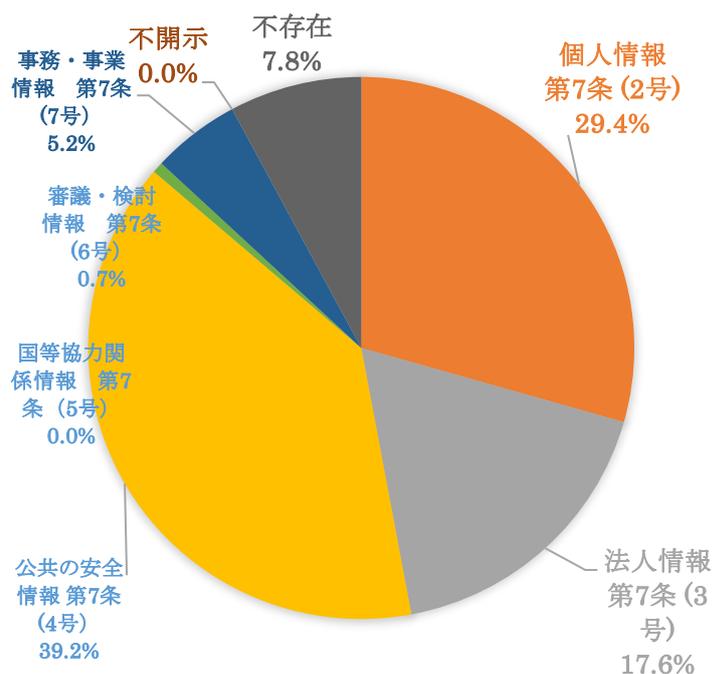
年度	1	2	3
H26	消防本部 (212 件、11.6%)	上下水道部 (194 件、10.7%)	健康福祉部 (143 件、7.9%)
	上下水道部 (140 件、13.3%)	消防本部 (106 件、10.1%)	教育委員会 (97 件、9.2%)
H28	まちづくり推進部 (60 件、37.5%)	上下水道部※ (22 件、13.8%)	教育委員会※ (22 件、13.8%)
	まちづくり推進部 (46 件、30.5%)	上下水道部 (28 件、18.5%)	総務部 (20 件、13.2%)
H30	まちづくり推進部 (65 件、38.2%)	総務部 (26 件、15.3%)	上下水道部 (22 件、12.9%)

7 不開示情報の理由

不開示とした理由は、図 5 のとおりです。

図 5 不開示情報別割合

不開示情報	件数
法令秘情報 第 7 条 (1 号)	0
個人情報 第 7 条 (2 号)	45
法人情報 第 7 条 (3 号)	27
公共の安全情報 第 7 条 (4 号)	60
国等協力関係情報 第 7 条 (5 号)	0
審議・検討情報 第 7 条 (6 号)	1
事務・事業情報 第 7 条 (7 号)	8
不存在	12



(備考) 1 条数及び号数は、春日井市情報公開条例の各条及び各号を指しています。(3 ページ参照)

2 不開示情報別割合 (%) は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100%にならない場合があります。

8 不服申立て・審査会答申の状況

平成 26 年度から 30 年度までの不服申立て・審査会答申状況は下表のとおりです。

平成 30 年度は、春日井市長に対して 1 件の審査請求がありました。

なお、答申の詳細は、本報告書の 39 ページ以降及び市のホームページを参照してください。

年度	不服申立て 件数	諮問 された 件数	諮問され なかった 件数	処理					未処理
				決定				取下げ	審議中
				棄却	認容	一部 認容	その他		
H26	8	9	0	1	0	1	2	4	2
H27	6	7	0	4	0	0	0	0	6
H28	4	4	0	10	0	0	0	0	0
H29	5	4	0	2	0	0	0	0	1
H30	1	0	1	1	0	0	1	0	0

(備考) 審査請求の 1 件は、当初諮問をしましたが、処分庁が審査請求に係る処分の全部を取消したことから、諮問の取下げを行いました。そのため、諮問されなかった件数を 1 件としています。

第 3 個人情報保護制度の施行状況

1 開示等請求件数

平成 26 年度から 30 年度までの開示等請求の状況は右表のとおりです。

平成 30 年度の本人開示請求件数は 40 件で、訂正請求、利用停止請求はありませんでした。

年度	開示	訂正	利用 停止	合計
H26	17	0	0	17
H27	16	0	0	16
H28	36	0	0	36
H29	148	0	0	148
H30	40	0	0	40

2 開示決定等

平成 26 年度から 30 年度までの開示決定等の状況は、下表のとおりです。

年度	請求 件数	処 理 状 況						
		全部 開示	一部 開示	不開示	不存在	不訂正	取下げ	訂正 却下
H26	17	4	9	0	6	0	0	0
H27	16	5	9	0	2	0	0	0
H28	36	19	21	0	2	0	0	0
H29	148	36	43	20	67	0	0	0
H30	40	16	12	0	17	0	2	0

(備考) 請求件数と決定件数が異なるのは、1つの請求で2種類の決定等があることによります。

3 不服申立て・審査会答申の状況

平成 26 年度から 30 年度までの不服申立て・審査会答申の状況は下表のとおりです。

年度	不服 申立て 件数	諮問 された 件数	諮問され なかった 件数	処 理					未処理 審議中
				決 定				取下げ	
				棄却	認容	一部 認容	その他		
H26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H27	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H28	0	0	0	0	0	0	0	0	0
H29	1	1	0	1	0	0	0	0	0
H30	0	0	0	0	0	0	0	0	0

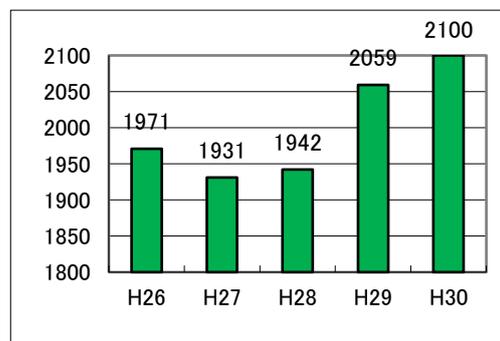
第4 情報提供制度の施行状況

1 行政資料の登録件数

市がとりまとめる統計書、報告書等の各種行政資料を市民の皆さんが閲覧できるように市役所2階の情報コーナーに配置しています。

平成26年度から30年度までの行政資料の登録件数の推移は、図6のとおりです。

図6 行政資料の登録件数の推移



2 部局別の登録状況

平成30年度の部局別の登録状況は、右表のとおりです。

行政資料の一覧は、ホームページをご覧ください。

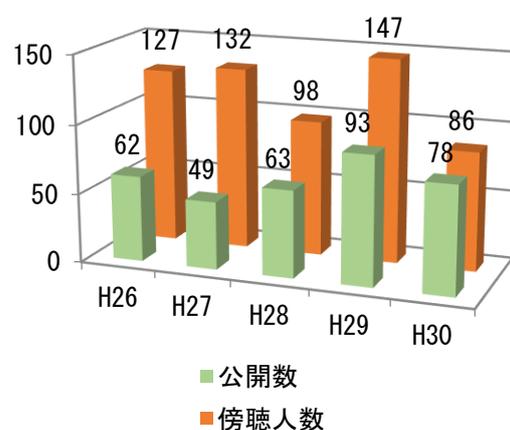
部局名	件数
議会事務局	458
総務部	315
教育委員会	295
健康福祉部	225
企画政策部	124
市民生活部	124
産業部	101
環境部	98
まちづくり推進部	95
文化スポーツ部	88
青少年子ども部	55
上下水道部	47
財政部	35
監査事務局	16
建設部	11
市民病院（事務局）	10
消防本部	3
総合計	2100

第5 会議公開制度の施行状況

1 会議公開の実施状況

平成26年度から30年度までに公開（一部公開を含む）で行われた延べ会議数、傍聴人数の推移は、図7のとおりです。

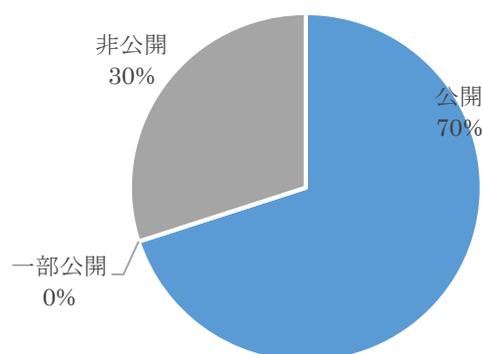
図7 公開数・傍聴人数の推移



2 公開・非公開の決定状況

平成30年度における会議の公開・非公開の決定状況は、66の附属機関等のうち公開35、一部公開0、非公開15で、未開催が14です。開催した会議のうち、公開率は、70%です。

図8 公開・非公開の決定状況



3 非公開の理由

非公開の主な理由は、個人情報扱うため（表彰審査委員会、介護認定審査会（合議体）、建築審査会等）となっています。

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
1	4月3日	請求	総務部 総務課	行政手続法・行政手続条例に関する総務省・県からの調査に関する文書平成30年3月29日付けで受付されて特定されたものを除く	行政手続条例及び意見公募手続制度の制定状況に関する調査について(平成30年3月29日付けで受付されて特定されたものを除く。)	4月17日	全開示		
2	4月3日	請求	総務部 総務課	行政手続法・行政手続条例に基づく処分の求め、指導の中止の求めについての具体的な求めの文書(平成30年4月3日付けで受付されて特定される文書と合わせて100枚に満たるまで)	行政手続法、行政手続条例に基づく処分の求め、指導の中止の求めについての具体的な求めの文書(平成30年4月3日付けで受付されて特定される文書と合わせて100枚に満たるまで)	4月17日	不開示 (不存在)		第11条第2項
3	4月3日	請求	総務部 人事課	相談整理簿(平成27年度以降、平成30年1月11日付け、および平成30年2月1日付けで受付されて特定される文書を除く) (平成30年4月3日付け(1号、2号)で受付されて特定される文書と合わせて100枚に満たるまで)	相談整理簿	4月17日	一部開示	1 個人の氏名、性別、住所、年齢、生年月日、郵便番号、家族構成、電話番号、続柄、疾患名(その症状を含む。)、地図、写真、土地の地番、性格描写、分納額及び印影 2 相談内容に含まれる法人の名称、所在地、電話番号、図面及び代表者名	1 第7条第2号または第4号 2 第7条第3号
4	4月4日	請求	総務部 総務課	27春総第517号 28春総第808号	27春総第517号及び28春総第808号	4月17日	全開示		
5	4月4日	申出	総務部 総務課	地公法の処分についての判決文 平成30年4月3日付け第1号及び第2号 平成30年4月4日付け第4号と合わせて100枚に満たるまで	地方公務員法の処分についての判決文 (平成30年4月3日付け30春総第1号及び30春総第2号並びに平成30年4月4日付け30春総第4号と併せて100枚に満たるまで)	4月17日	不開示 (不存在)		第11条第2項
6	4月5日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H13確認建築春日井市00108号	建築計画概要書 H13確認建築春日井市00108号	4月17日	全開示		
7	4月6日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H08認建春建00325,00330 H14確認建築春日井市00070	建築計画概要書 第H08認建春建00325号 第H08認建春建00330号 第H14確認建築春日井市00070号	4月9日	全開示		
8	4月9日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第BVJ-N09-10-0816号	建築計画概要書 第BVJ-N09-10-0816号	4月19日	全開示		
9	4月9日	請求	建設部 住宅施設課	市営坂下住宅解体工事に係るすべての関係書類	市営坂下住宅解体工事に係るすべての関係書類	4月23日	一部開示	業者の印影、登録番号、氏名、住所、生年月日、最終学歴、交付年月日、資格取得年月日、実務経験、顔写真、保険番号、QRコード	第7条第2号 第7条第3号 第7条第4号
10	4月10日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H13認建春建00877号 H13認建春建00878号	建築計画概要書 第H13確認建築春日井市00877号 第H13確認建築春日井市00878号	4月23日	全開示		
11	4月13日	請求	財政部 管財契約課	用地対策室が持つ地権者(個人)や住民(個人)(西尾区を含む)との交渉記録(新型市民農園又はふれあい農業公園に関するもの)H27年度以降	用地対策室が持つ地権者(個人)や住民(個人)(西尾区を含む)との交渉記録(新型市民農園又はふれあい農業公園に関するもの)H27年度以降	5月11日	一部開示	地権者の住所、電話番号、家族構成及びメールアドレス、地権者の関係者の氏名、住所及び心身の状態に関する情報、交渉を行った日時並びに地権者個別の交渉経過	条例第7条第2号及び7号
12	4月13日	請求	産業部 農政課	農政課が持つ地権者(個人)や住民(個人)(西尾区を含む)との交渉記録(新型市民農園又はふれあい農業公園に関するもの)H27年度以降	農政課が持つ地権者(個人)や住民(個人)(西尾区を含む)との交渉記録(新型市民農園又はふれあい農業公園に関するもの)平成27年度以降	5月28日	一部開示	地権者の住所、電話番号、家族構成及び、職業、地積、地図、肩書、地権者の関係者の氏名、住所、性別及び心身の状態に関する情報、交渉を行った日時並びに地権者個別の交渉経過、要望事項	条例第7条第2号及び7号
13	4月18日	請求	上下水道部 水道工務課	上水道配水管布設替工事(上条町その4)(金入設計書)(紙ベース)	上水道配水管布設替工事(上条町その4) 金入設計書(紙ベース)	4月26日	全開示		
14	4月19日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 確認番号 H12確認建築春日井市00237号	建築計画概要書 H12確認建築春日井市00237号	5月7日	一部開示	印影	第7条第4号
15	4月19日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H15確認サービス名古屋第一-1679号	建築計画概要書 H15確認サービス名古屋第一-1679号	4月24日	全開示		
16	4月20日	申出	財政部 資産税課	1、平成30基準年度土地評価事務取扱要領(決済の頭紙のみ) 2、上記要領の前基準年度より変更(改正点)。 (決済の頭紙含む)	平成30基準年度土地評価事務取扱要領(決裁の頭紙のみ) 平成30基準年度土地評価事務取扱要領改正点(決裁の頭紙を含む)	5月8日	全開示 不開示 (不存在)		 第11条第2項

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
17	4月24日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H17確認サービス第S511-9797号	建築計画概要書 H17確認サービス第S511-9797号	5月2日	全開示		
18	4月25日	請求	産業部 農政課	伐採及び伐採後の造林の届出、確認通知書 (廻間町506-2、507)	25春農第568号 伐採及び伐採後の造林の届出書、伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書	5月9日	一部開示	1 法人の印影 2 権利者の住所及び印影	条例第7条第3号及び4号 条例第7条第2号及び4号
19	4月26日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H12確認建築春日井市00619号	建築計画概要書 H12確認建築春日井市00619号	5月7日	全開示		
20	4月27日	申出	建設部 道路課	春日井市が平成30年度に発注する公共工事に使用する土木の設計単価(春日井市独自調査した単価) 資料一式(CD-R希望)	平成30年度一般単価(土木)	5月11日	全開示		
21	5月1日	申出	消防本部 消防総務課	平成21年4月から平成27年3月までの消防救急無線デジタル化整備工事についての事項 ・入札参加者(辞退等含む) ・応札者 ・落札者 ・落札価格 ・予定価格		5月7日	取り下げ		
22	5月1日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 中住保 第1829号	建築計画概要書 中住保第1829号	5月11日	全開示		
23	5月1日	請求	総務部 総務課	市県民税賦課決定取消請求事件 (ファイルの古いものから数えて100枚に満たるまで)	市県民税賦課決定取消請求事件に係る文書(ファイルの古いものから数えて100枚に満たるまで)	5月15日	一部開示	事件番号、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、通知書番号、履歴事項全部証明書の内容、印影、訴額、所得、課税根拠情報、年齢、顧問弁護士の見解、貼用印紙額、法人名、所在地、設立年月日、法人活動内容及び心身の状態	1第7条第2号 2第7条第3号 3第7条第4号
24	5月2日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H22確認建築愛建住セ23982号	建築計画概要書 第H22確認建築愛建住セ23982号	6月25日	全開示		
25	5月9日	申出	環境部 衛生プラント	平成29年度 衛生プラント計装設備精密点検業務委託の金入り設計書(紙ベース)	平成29年度 衛生プラント計装設備精密点検業務委託金入り設計書(紙ベース)	5月18日	全開示		
26	5月10日	申出	建設部 道路課	公共工事の積算時に使用する設計単価の一覧表のうち、市独自に作成している一覧表。 土木系の単価(平成30年度)	平成30年度一般単価(土木)	5月18日	全開示		
27	5月18日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第ER105004366号	建築計画概要書 第ER105004366号	5月29日	全開示		
28	5月21日	請求	建設部 住宅施設課	「桃山配水場管理本館空調設備改修工事」 金入り設計書。但し、代価は最下層まで。経費計算内訳含む。 尚、受取形式はPDFテキストファイルを希望する。	「桃山配水場管理本館空調設備改修工事」金入り設計書及び代価表	6月4日	全開示		
29	5月21日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H13確認サービス建8716号	建築計画概要書 第H13確認サービス建8716号	5月31日	一部開示	印影	第7条第4号
30	5月22日	申出	企画政策部 企画政策課	地方自治法旧2条4項に基づく総合計画の策定に係る手順が分かる文書(庁内マニュアル、手順書、業務引継ぎ文書等)	次期総合計画の策定方針(案)	6月5日	全開示		
31	5月24日	請求	上下水道部 下水建設課	平成30年度 公共下水道南部処理区上条地区(第9工区)管渠築造工事 上記工事の ・金入り設計書 ・別紙数量計算書 以上2項目をCD-Rでの交付希望	平成30年度 公共下水道南部処理区上条地区(第9工区)管渠築造工事 上記工事の ・金入り設計書 ・別紙数量計算書	6月5日	全開示		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
32	5月25日	申出	建設部 河川排水課	熊野排水路改良工事図面(S53年)	昭和53年度熊野排水路改良工事図面 平面図(1)、平面図(2)、縦断面図、護岸工・暗渠工構造図	6月6日	全開示		
33	5月29日	請求	上下水道部 下水建設課	工事名 公共下水道南部汚水13号幹線(第2工区)管渠造工事金入り設計書 上記 CD-ROMで希望 上記工事の金額の入った設計書	工事名 公共下水道南部汚水13号幹線(第2工区)管渠造工事金入り設計書	6月8日	全開示		
34	5月29日	請求	上下水道部 下水建設課	工事名 公共下水道南部汚水13号幹線(第1工区)管渠造工事金入り設計書 上記 CD-ROMで希望 上記工事の金額の入った設計書	公共下水道南部汚水13号幹線(第1工区)管渠造工事金入り設計書	6月8日	全開示		
35	5月30日	請求	上下水道部 下水建設課	平成30年4月6日付公告の【公共下水道南部汚水13号幹線(第2工区)管渠造工事】に関する金入り設計書及び数量計算書 ※上記をCD-Rにて希望	工事名 公共下水道南部汚水13号幹線(第2工区)管渠造工事 上記工事の金額が入った設計書及び数量計算書	6月11日	全開示		
36	5月31日	請求	上下水道部 下水建設課	平成30年度 公共下水道南部汚水13号幹線(第1工区)管渠造工事 金入り設計書	公共下水道南部汚水13号幹線(第1工区)管渠造工事 金入り設計書	6月11日	全開示		
37	6月1日	請求	上下水道部 下水建設課	公共下水道南部処理区上条地区(第2工区)管渠造工事 金入り設計書 数量計算書 別紙計算書 データ CD-Rで希望	平成30年度公共下水道南部処理区上条地区(第2工区)管渠造工事 上記工事の 金入り設計書、数量計算書、別紙計算書	6月12日	全開示		
38	6月1日	申出	上下水道部 下水建設課	春日井市が平成30年度に発注する公共工事に使用する下水の設計単価(春日井市独自調査した単価)資料(CD-R希望)	春日井市が平成30年度に発注する公共工事に使用する下水の設計単価資料	6月14日	全開示		
39	6月5日	請求	文化スポーツ部 図書館	ブックプロテクションシステム磁気測定結果について平成30年4月28日30春図第67号	ブックプロテクションシステム磁気測定結果について	6月13日	一部開示	法人印影及び個人の氏名	第7条第2号、第3号、第4号
40	6月7日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築設計概要書 第H21確認建築CI東海A01003号	建築計画概要書 第H21確認建築CI東海A01003号	6月13日	一部開示	印影	第7条第4号
41	6月8日	請求	総務部 総務課	市県民税賦課決定取済請求事件 平成30年5月15日付け30春総第102号により決定を受けたものの続きから数えて100枚に満たるまで	市県民税賦課決定取済請求事件に係る文書 (平成30年5月15日付け30春総第102号により決定を受けたものの続きから数えて100枚に満たるまで)	6月18日	一部開示	事件番号、氏名、生年月日、法人活動内容、飼犬の名前、心身の状態、本籍地、郵便番号、口座取引情報、印影、法人名、所在地及び設立年月日	1 第7条第2号 2 第7条第3号 3 第7条第4号
42	6月8日	申出	産業部 農政課	昭和59年10月 亜炭廃坑重力探査業務委託 報告書	亜炭廃坑重力探査業務委託報告書(昭和59年10月)	6月19日	一部開示	氏名、写真の顔部分	第7条第2号
43	6月15日	申出	建設部 道路課	7986号線、7987号線、7988号線、7989号線、7990号線、7991号線、7992号線、7993号線、7994号線、7995号線、7996号線 上記の市道路線にかかる、告示文書と道路形状の分かる資料(位置図・平面図)を希望します。	市道7986号線から市道7996号線にかかる、区域決定の告示文書、供用開始の告示文書(市道7993号線と市道7994号線を除く)、道路形状のわかる資料(位置図・平面図) 市道7993号線と市道7994号線にかかる、供用開始の告示文書	6月29日	全開示 不開示 (不存在)		第11条第2項
44	6月18日	請求	上下水道部 下水建設課	平成30年度 公共下水道南部処理区上条地区(第5工区)管渠造工事に係る金入り設計書及び金入り数量計算書 CD-Rにて希望	平成30年度 公共下水道南部処理区上条地区(第5工区)管渠造工事 上記工事の金入り設計書、数量計算書	6月29日	全開示		
45	6月18日	申出	建設部 潮見坂平和公園 管理事務所	第6墓所あ区851号の潮見坂平和公園墓所 使用許可申請書(申込書)	第6墓所あ区851号の潮見坂平和公園墓所使用許可申請書(申込書)	6月26日	一部開示	氏名、ふりがな、印影、住所、コード、本籍、生年月日、世帯主、電話番号、死亡年月日、続柄	第7条第2号、第3号及び第4号
46	6月19日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	宅地造成に関する申請図書一式 7春建第4-44号	宅地造成に関する工事の許可申請書一式 7春建第4-44号	6月29日	一部開示	個人の氏名、住所、1級建築士登録番号、電話番号、印影	第7条第2号及び第4号
47	6月21日	請求	上下水道部 下水建設課	平成30年度 公共下水道南部処理区上条地区(第6工区)管渠造工事 金入り設計書	平成30年度 公共下水道南部処理区上条地区(第6工区)管渠造工事 金入り設計書、数量計算書	6月29日	全開示		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
48	6月25日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H22確認建築愛建住セ22335	建築計画概要書 第H22確認建築愛建住セ22335号	7月2日	全開示		
49	6月26日	請求	建設部 河川排水課	平成30年度 南下原排水路整備工事 上記工事の ・金入り設計書 ・別紙数量計算書 以上2項目をCD-Rでの交付希望	平成30年度 南下原排水路整備工事 金入り設計書 数量計算書	7月6日	全開示		
50	6月27日	申出	上下水道部 下水建設課	公共工事の積算時に使用する設計単価の一覧表のうち、市独自に作成している一覧表。 下水道系の単価(平成30年度)	公共工事の積算時に使用する設計単価の一覧表のうち、市独自に作成している一覧表。 下水道系の単価(平成30年度)	7月5日	全開示		
51	6月28日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	開発許可申請書23春建第5-10号の中のボーリング調査資料及び図面	開発許可申請書 23春建第5-10号(2工区)の中のボーリング調査資料及び断面図面	7月6日	一部開示	個人の氏名、1級建築士登録番号、印影	第7条第2号及び第4号
52	6月29日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H19確認建西評名03977号	建築計画概要書 第H19確認建西評名03977号	7月9日	全開示		
53	7月2日	請求	総務部 総務課	市県民税賦課決定取済請求事件のファイルの古いものから数えて100枚に満たるまで(平成30年5月1日及び6月8日付けで受付されて特定された文書を除く)	市県民税賦課決定取済請求事件に係る文書(平成30年5月15日付け30春総第102号及び平成30年6月18日付け30春総第210号により決定を受けたものの続きから数えて100枚に満たるまで)	7月17日	一部開示	事件番号(審決取消請求事件に係るものを除く。)、氏名、生年月日、支払額、標準報酬月額、標準報酬等級、社会保険料額、税額、郵便番号、住所、取引金融機関名、口座番号、口座取引情報、印影、法人名、所在地、設立年月日並びに破産開始決定に係る年月日及び時間	1 第7条第2号 2 第7条第3号 3 第7条第4号
54	7月4日	請求	環境部 環境政策課	公文書不開示決定通知書。29春環第393号。29春環第376号。平成29年11月13日。の起案文書の頭とこの文書に記載のある公文書開示請求書の写し。公文書不開示決定通知書の【案】の文書	公文書不開示決定通知書、29春環第393号。29春環第376号。平成29年11月13日。の起案文書の頭、とこの文書に記載のある。公文書開示請求書の写し。公文書不開示決定通知書の案の文書	7月17日	一部開示	氏名、郵便番号、住所、電話番号	第7条第2号
55	7月4日	請求	環境部 環境政策課	29春環第398号、平成29年12月1日付け、の環境政策課長名の文書、の起案文書の頭と、29春環第398号の文書、【案】の文書 29春環第528号、平成30年2月19日、弁明書。及び、29春環529号平成30年2月19日、弁明書、の起案文書の頭、弁明書の【案】の文書	29春環第398号、平成29年12月1日付け、の環境政策課長名の文書、の起案文書の頭と、29春環第398号の文書、案の文書 29春環第528号、平成30年2月19日、弁明書。及び、29春環529号平成30年2月19日、弁明書、の起案文書の頭、弁明書の案の文書	7月17日	一部開示	氏名、住所、勤務先、職位、建築物及びその敷地の所在地	第7条第2号
56	7月4日	請求	環境部 環境政策課	春日井市市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助事業のご案内、の文書 平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度のこのご案内の文書の起案文書の頭、と、ご案内文書の表紙の【案】の部分のみ	春日井市市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助事業のご案内、の文書 平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度のこのご案内の文書の起案文書の頭、と、ご案内文書の表紙の案の部分	7月17日	全開示		
57	7月5日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H6認春建春0228 H8認春建春000575 H9認春建春001777 H11認春建春000189 H14確認建築愛建住セ13630	建築計画概要書 第H6認建春建000228号 第H8認建春建000575号 第H9認建春建001777号 第H11認建春建000189号 第H14認建春建愛建住セ13630号	7月11日	一部開示	印影	第7条第4号
58	7月6日	請求	教育委員会事務局 学校教育課	1. 2018(H30)年6月に各校校長が提出した「長時間労働による健康障害防止のための報告書」	2018(H30)年6月に各校校長が提出した「長時間労働による健康障害防止のための報告書」	7月20日	一部開示	当該職員の年齢・経験年数・休業状況・家族状況、当該職員の健康に関する情報、当該職員の担当する児童生徒及び保護者に関する情報、当該職員の勤務状況に対する評価に関する情報	第7条第2号及び第7号
59	7月6日	請求	教育委員会事務局 局学校教育課	1. 2017(H29)年度の各中学校の評定分布一覧表。 2. 2018年度各中学校学年別補助教材購入額集計一覧。	2017(H29)年度の各中学校の評定分布一覧表	7月20日	全開示		
					2018年度各中学校学年別補助教材購入額集計一覧		不開示 (不存在)	第11条第2項	
60	7月9日	申出	財政部 資産税課	春日井市の地番が載った図面(公図、地籍図、地番参考(現況)図等、図面種類・精度は問わない)で、平成29年中の登記異動修正済のshapeデータ。 ※地番の他、字界・字名・家屋外形の情報も付加可能であればお願いします。 ※最新版に更新される毎年の時期についてと、測地成果(JGD2000、JGD2011等)についてご回答をお願いします。 ※地番や字名等について、コード表記等による読み替え等を行っている場合は、それを読み替えるための資料もお願いします。	春日井市の地番が載った図面で、平成29年中の登記異動修正済のshapeデータ	8月3日	全開示		
61	7月9日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H09認建春建000044号	建築計画概要書 第H9認建春建000044号	7月13日	一部開示	印影	第7条第4号

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
85	8月24日	申出	財政部 資産課	平成30年基準年度 土地評価事務取扱要領(9)その他の補正 ア高圧線の補正 「(ア)高圧線下地補正原則として高圧線の中心線から垂直投影線側5mの範囲を高圧線とする」とする、根拠規定の文書 イ都市計画施設予定補正 「通知」都市計画に予定地に定められた宅地等の評価上の取扱いについて (昭和50.10.15自治固第98号…) 前記「通知」の写しを交付下さい。	平成30年基準年度土地評価事務取扱要領 (9)その他の補正 ① ア 高圧線の補正 「(ア)高圧線下地補正 原則として高圧線の中心線から垂直投影線側5mの範囲を高圧線とする」とする根拠規定の文書 ② イ 都市計画施設予定補正 「通知」都市計画施設の予定地に定められた宅地等の評価上の取扱いについて (昭和50.10.15自治固第98号)の写し	9月11日	不開示 (不存在)		第11条第2項
86	8月29日	申出	総務部 市民安全課	出川町1075番地1の最寄りのボーリング調査による柱状図	出川5番地1の最寄りのボーリング調査による柱状図	9月10日	全開示		
87	8月31日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H18確認建築愛建住セ21265号	建築計画概要書 第H18確認建築愛建住セ21265号	9月11日	全開示		
88	8月31日	請求	上下水道部 下水建設課	公共下水道熊野雨水1号幹線〔第3工区〕築造工事 金入設計書 CD-Rにて	公共下水道熊野雨水1号幹線〔第3工区〕築造工事 金入設計書	9月12日	全開示		
89	9月3日	請求	まちづくり推進部 都市政策課	28春交対第559号 28春交対第573号	28春交対第559号 28春交対第573号	10月18日	一部開示	路線バス経常収益の算定内容、輸送実績及び平均乗車密度算定内容、欠損額の算定のための基礎的数値の算定内容、総括表の内容、調整率の算定内容及びかすがいシティバスの収支内容 法人の印影及び個人の印影	①第7条第3号 ②第7条第4号
90	9月3日	請求	総務部 総務課	市県民税賦課決定取消請求事件のファイルの古いものから数えて100枚に満たるまで(平成30年5月1日、6月8日、7月2日及び8月14日付けで受付されて特定された文書を除く)	市県民税賦課決定取消請求事件に係る文書(平成30年5月15日付け30春総第102号、平成30年6月18日付け30春総第210号、平成30年7月17日付け30春総第272号及び平成30年8月27日付け30春総第367号により決定を受けたものの続きから数えて100枚に満たるまで)	9月18日	一部開示	氏名、生年月日、住所、続柄、会社名、商標、営業所名、会社所在地、本籍、電話番号、FAX番号、通帳、印紙税申告納付に係る税務署名、免許証番号、登録番号、金融機関名、店番、店名、元帳名、取引番号、名寄番号、口座情報、残高、保険名、保険内容、保険金、支払決定通知書及び登録識別情報等通知書の内容、自動車の特定に係る情報、証券番号並びに印影	1 第7条第2号 2 第7条第3号 3 第7条第4号
91	9月4日	申出	市民生活部 市民活動推進課	春日井市 自治会活動保険 についての下記文書 ○上記制度の実施要項・災害補償規定等(平成29年度と同じ場合は除く) ○平成30年度契約時の仕様書 ○平成30年度契約時の入札および見積り合わせ等の結果 ○平成30年度契約の保険証券および特約・明細書等(保険約款不要) ○平成27、28、29年度契約の事故件数および支払い保険金額(被害者に支払った保険金額)	・春日井市自治会活動保険仕様書 ・春日井市自治会活動保険契約見積り合せ依頼業者一覧 ・賠償責任保険証券 ・賠償責任保険明細書	9月18日	全開示		
92	9月7日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H12確認建築春日井市00416号 H12確認建築春日井市00417号	建築計画概要書 H12確認建築春日井市00416号 H12確認建築春日井市00417号	9月19日	一部開示	印影	第7条第4号
93	9月7日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H14確認建築春日井市00265	建築計画概要書 第H14確認建築春日井市00265号	9月18日	一部開示	印影	第7条第4号
94	9月10日	請求	上下水道部 水道工務課	上水道熊野桜佐土地区画整理事業地内配水管布設工事(金入設計書)(紙ベース)	上水道熊野桜佐土地区画整理事業地内配水管布設工事金入設計書(紙ベース)	9月20日	全開示		
95	9月11日	申出	上下水道部 水道工務課	春日井市が平成30年度に発注する水道工事に使用する水道の設計単価資料。 CD-Rでの交付を希望	春日井市が平成30年度に発注する水道工事に使用する水道の設計単価資料一式	9月21日	全開示		
96	9月12日	申出	上下水道部 水道工務課	知多配水場築造工事(土木・建築) ・平成27年3月24日契約 ・元請:徳倉・長谷川特定建設工事共同企業体 金入り設計書	知多配水場築造工事(土木・建築) 金入り設計書(当初・第2回変更) ・平成27年4月1日契約 ・元請:徳倉・長谷川特定建設工事共同企業体	9月21日	全開示		
97	9月19日	請求	上下水道部 水道工務課	上水道配水管布設替工事(坂下町)(金入設計書)(紙ベース)	上水道配水管布設替工事(坂下町) 金入設計書(紙ベース)	9月28日	全開示		
98	10月2日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H24確認建築愛建住セ00878号	建築計画概要書 第H24確認建築愛建住セ00878号	10月5日	全開示		
99	10月4日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H06認建春建000471号	建築計画概要書 第H06認建春建000471号	10月12日	一部開示	印影	第7条第4号
100	10月4日	請求	健康福祉部 地域福祉課	総合福祉センター駐車場用地として春日井市が購入した時の契約書	土地売買契約書	10月16日	一部開示	売渡人個人の印影	第7条第4号

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
101	10月9日	申出	建設部 公園緑地課	平成元年6月1日付け 公団施設付替工事に関する同意書 春日井市東山町字東山2345番1889 2345番1891 2345番1893	平成元年6月1日付け 公団施設付替工事に関する同意書 春日井市東山町字東山2345番1889 2345番1891 2345番1893	10月23日	一部開示	個人の氏名、住所及び印影	第7条第2号 第7条第4号
102	10月11日	請求	総務部 総務課	市県民税賦課決定取消請求事件のファイルの古いものから数えて100枚に満たるまで(平成30年5月1日、6月8日、7月2日、8月14日及び9月3日付けで受付されて特定された文書を除く)	市県民税賦課決定取消請求事件に係る文書(平成30年5月15日付け30春総第102号、平成30年6月18日付け30春総第210号、平成30年7月17日付け30春総第272号、平成30年8月27日付け30春総第367号及び平成30年9月18日付け30春総第405号により決定を受けたものの続きから数えて100枚に満たるまで)	10月25日	一部開示	氏名、生年月日、住所、訴額、貼用印紙額、事件番号、訴え提起年月日、破産手続申立日、破産手続開始決定日、収支計算報告書の内容、財産状況報告集会等年月日、免責意見申述期間末日、破産公告掲載日、免責確定日、完結日、予納金額、債権者名、債権額、債権の内容(債権者一覧表の内容、債権譲渡日)、所得、退職金額、財産額、通知書番号、課税額、延滞税額、法定納期限等、納期限等、会社名、ハローワーク名、所在地、設立年月日、株主総会開催日、事業引継年月日、法人活動内容、履歴事項全部証明書の内容、電話番号、FAX番号、通帳、金融機関名、店番、店名、口座情報、口座取引内容、残高、保険名、保険内容、保険金、証券番号、印影、反省文、宛名番号、心身の状態、平成24年6月1日の顔末及び顧問弁護士の見解	1第7条第2号 2第7条第3号 3第7条第3号 4第7条第4号
103	10月16日	請求	総務部 人事課	H29年度の組合との要求に関する文書	2017春闘要求書について(伺) 2017年夏季一時金等要請書について(伺) 正規職員採用についての要求書に対する回答について(伺) 2017年末一時金等要求書について(伺) 退職手当見直しの中止に関する要求書について(伺) 2017年秋季年末要求書について(伺) 確認書について(伺)(29春人第3049号) 確認書について(伺)(29春人第3050号)	10月30日	全開示		
					2017春闘要求書 2017年夏季一時金等要請書 正規職員採用についての要求書 2017年末一時金等要求書 退職手当見直しの中止に関する要求書 2017年秋季年末要求書	10月30日	一部開示	法人等の印影	第7条第3号及び4号
104	10月23日	申出	産業部 農政課	調査報告書垂炭堅坑跡地質調査委託工事 昭和52年3月	調査報告書垂炭堅坑跡地質調査委託工事(昭和52年3月)	11月6日	一部開示	氏名、年齢、職業、肩書き	第7条第2号
105	10月25日	請求	教育委員会事務局 局学校教育課	1. 春日井市立西山小学校全教員の2018年6・7・9月の出退勤記録 2. 春日井市立小野小学校全教員の2018年6・7・9月の出退勤記録	春日井市立小野小学校全教員の2018年7月の出退勤記録	11月8日	一部開示	当該職員の私事に関する情報	第7条第2号
					1. 春日井市立西山小学校全教員の2018年6・7・9月の出退勤記録 2. 春日井市立小野小学校全教員の2018年6・9月の出退勤記録	11月8日	全開示		
106	10月26日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H17確認サービス第S511-9731号	建築計画概要書 H17確認サービス第S511-9731号	11月1日	全開示		
107	10月31日	請求	建設部 道路課	平成30年度 市道7279号線歩道整備工事 平成30年度 市道5120号線道路整備工事 金入り設計書	平成30年度 市道7279号線歩道整備工事 平成30年度 市道5120号線道路整備工事 金入り設計書	11月8日	全開示		
108	11月1日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H17確認サービス第S523-1055号 H17確認サービス第S723-933号	建築計画概要書 H17確認サービス第S523-1055号 H17確認サービス第S723-933号	11月9日	一部開示	印影	第7条第4号
109	11月2日	請求	総務部 総務課	市県民税賦課決定取消請求事件のファイルの古いものから数えて100枚に満たるまでの(平成30年5月1日、6月8日、7月2日、8月19日、9月3日及び10月11日付けで受付されて特定された文書を除く)	市県民税賦課決定取消に係る文書(平成30年5月15日付け30春総第102号、同年6月18日付け30春総第210号、同年7月17日付け30春総第272号、同年8月27日付け30春総第367号、同年9月18日付け30春総第405号及び同年10月25日付け30春総第487号により決定を受けたものの続きから数えて100枚に満たるまで)	11月16日	一部開示	氏名、住所、婚姻届提出年月日、事件番号、訴え提起年月日、所得、税額、納付済額、未納税額、会社名、事業所名、所在地、事業内容、電話番号、金融機関名、店名、口座取引内容、印影、旧法人番号、事業所指定番号、警察名、監察局名、地方公共団体名(春日井市を除く。)、税理士詳細情報、メールの内容、メールの内容に関する答弁、心身の状態及び顧問弁護士の見解	1 第7条第2号 2 第7条第3号 3 第7条第3号 4 第7条第4号
110	11月8日	請求	企画政策部 秘書課	市長、副市長が出席したH30年4月の春日井市議会議員親睦会旅行に係る文書一式	春日井市議会議員親睦会の開催について 旅行命令簿(公用車使用)	11月22日	全開示		
111	11月9日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	宅地造成に関する工事の許可申請書一式 (7春建第4-47号)	宅地造成に関する工事の許可申請書一式 (7春建第4-47号)	11月14日	一部開示	個人の氏名、1級建築士登録番号、印影	第7条第2号及び第4号
112	11月14日	請求	総務部 総務課	30春総第147号裁決書の3頁目、第2処分庁の主張のところに記載している部分と、諮問第62号答申書の3頁目、第4実施機関の説明の要旨、1、実施機関は、弁明書及び平成30年3月26日に実施された口頭での説明において、おおむね次のとおり主張した。との記載のうち、弁明書を除いた、口頭での説明において次のとおり主張した。ことが本当かどうか不明ですし、確認することができませんし、信用できません。 この部分の記録のみ開示を求める。				取り下げ	

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
113	11月14日	請求	総務部 総務課	30春総第147号、裁決書の4頁目、4春日井市情報公開の個人情報保護審査会の判断、に記載している部分と、諮問第62号、答申書の4頁目の第6審査会の判断として記載した。ことが、どのように、何を調べて審査し判断したのか、不明で、確認する事もできません。しこの部分の記録のみ開示を求める。			取り下げ		
114	11月16日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H12確認建築春日井市00312号 第H12確認建築春日井市00015号	建築計画概要書 第H12確認建築春日井市00311号 第H12確認建築春日井市00015号	11月26日	一部開示	印影	第7条第4号
115	11月16日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H11認建春建000855号	建築計画概要書 第H11認建春建000855号	11月26日	一部開示	印影	第7条第4号
116	11月21日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H19確認建築愛建住セ21890号	建築計画概要書 第H19確認建築愛建住セ21890号	11月28日	全開示		
117	11月26日	請求	企画政策部 秘書課	市長、副市長が出席したH30年4月12日13日の春日井市議会議員親睦会旅行に係る文書一式 勤務時間の分かるもの 旅行に係る費用の分かるもの	個人別出勤簿、時間外実績一覧 支出負担行為決議書兼支出命令書	12月7日	一部開示	①職員番号②指定金融機関従業員氏名③法人の振込先及び④印影	①第7条第2号 ②第7条第2号 ③及び④第7条第3号 ④第7条第4号
118	11月27日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第BVJ-NST17-10-0166号 第H28計認建築春日井市00017号	建築計画概要書 第BVJ-NST17-10-0166号 第H28計認建築春日井市00017号	12月5日	全開示		
119	11月29日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	春日井市牛山町字大白186番地、187番地3の家屋番号186番の2に係る、都市計画法に基づく建築許可書及び建築基準法に基づく建築確認申請書、確認済証及び検査済証の番号等、住宅建設に関わる図書 建築計画概要書H22確認建西評名04524号	建築計画概要書 第H22確認建西評名04524号	12月13日	全開示		
					春日井市牛山町字大日186番地、187番地3の家屋番号186番の2に係る都市計画法に基づく建築許可書		不開示 (不存在)	第11条第2項	
120	11月30日	請求	財政部 管財契約課	H30年4月の市長公用車に係るガソリンの単価の分かる契約書類一式	単価契約書	12月7日	一部開示	法人の印影	第7条第3号及び4号
121	12月3日	申出	総務部 情報システム課	RPA試験導入支援業務委託プロポーザルにおいて採択された事業者の企画提案書。	RPA試験導入支援業務委託のプロポーザルにおいて採択された事業者の企画提案書	2月1日	一部開示	①受託者独自の業務手順や様式、業務実施体制 ②受託者実績詳細情報 ③予定業務管理者および担当者の氏名及び年齢、経歴、所属、役職、資格情報、顔写真、実務経験年数 ④見積書の内訳	③第7条第1項第2号 ①②④第7条第1項第2号
122	12月6日	請求	建設部 河川排水課	幹線道路(市道)排水路調査業務委託(金入設計書)	平成30年度 幹線道路(市道)排水路調査業務委託 金入り設計書	12月20日	全開示		
123	12月6日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H26確認建西評名03052号	建築計画概要書 第H26確認建西評名03052号	12月13日	全開示		
124	12月7日	請求	総務部 総務課	市県民税賦課決定取消請求事件のファイルの古いものから数えて100枚に満たるまで(平成30年5月1日、6月8日、7月2日、8月19日、9月3日10月11日、11月2日付けで受付されて特定された文書を除く)	市県民税賦課決定取消請求事件に係る文書(平成30年5月15日付け30春総第102号、同年6月18日付け30春総第210号、同年7月17日付け30春総第272号、同年8月27日付け30春総第367号、同年9月18日付け30春総第405号、同年10月25日付け30春総第487号及び同年11月16日付け30春総第543号により決定を受けたものの続きから数えて100枚に満たるまで)	12月21日	一部開示	氏名、住所、住民票の写し記載事項、経歴、事件番号、訴え提起年月日、調停申立年月日、納付済額、未納税額、法人名、法人設立年月日、所在地、事業内容、従業員職名、費用名、仕事内容、郵便局名、印影、地方公共団体名、飼い犬の名前、メールの内容に関する答弁、心身の状態及び顧問弁護士の見解	1 第7条第2号 2 第7条第3号 3 第7条第3号 4 第7条第4号
125	12月10日	請求	文化スポーツ部 図書館	ブックプロテクションシステム磁気測定結果について (平成30年10月30日付け30春図第287号)	ブックプロテクションシステム磁気測定結果について	12月19日	一部開示	法人印影及び個人の氏名	第7条第2号、第3号、第4号
126	12月10日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築確認概要書 H16確認建築愛建住セ20477号	建築確認概要書 H16確認建築愛建住セ20477号	12月17日	全開示		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
127	12月13日	申出	財政部 管財契約課	「全国市長会学校災害賠償補償保険」についての下記の内容がわかる文書 ①上記保険の補償プラン、保険料等がわかる文書(平成27年～平成30年度) ※保険証券、加入申込書など ②事故件数及び支払い保険金(被害者に支払った保険金)がわかる文書(平成27年～平成30年度) ※傷害補償、賠償保障それぞれの件数及び支払保険金 ④全国市長会学校災害賠償補償保険に加入しておらず、これに変わる保険に加入している場合は、その保険に関する上記①②③がわかる文書	全国市長会学校損害賠償補償保険についての下記の文書 (平成27年から平成30年度) 保険の補償プラン、保険料等がわかる文書 事故件数及び支払保険金(被害者に支払った保険金)がわかる文書	1月8日	一部開示	事故の概要、被害者氏名及び住所	第7条第2号
128	12月25日	申出	建設部 道路課	平成30年度発注の次の工事の金入設計書 市道6236号線外1路線舗装整備工事、市道5018号線外2路線舗装整備工事、市道5001号線防護柵設置工事、市道7320号線舗装整備工事、市道3123号線舗装整備工事、市道107号線舗装整備工事、市道7197号線舗装整備工事、市道1738号線舗装整備工事、市道1965号線舗装整備工事、市道3048号線外1路線道路整備工事	平成30年度発注の次の工事の金入設計書 市道6236号線外1路線舗装整備工事、市道5018号線外2路線舗装整備工事、市道5001号線防護柵設置工事、市道7320号線舗装整備工事、市道3123号線舗装整備工事、市道107号線舗装整備工事、市道7197号線舗装整備工事、市道1738号線舗装整備工事、市道1965号線舗装整備工事、市道3048号線外1路線道路整備工事	1月8日	全開示		
129	12月27日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H18確認建築愛建住セ 25178	建築計画概要書 第H18確認建築愛建住セ25178号	1月11日	全開示		
130	1月8日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H12認建春建000094号	建築計画概要書 第H12認建春建000094号	1月15日	一部開示	印影	第7条第4号
131	1月10日	請求	総務部 総務課	市県民税賦課決定取消請求事件のファイルの古いものから数えて100枚に満たるまで(平成30年5月1日、6月8日、7月2日、8月19日、9月3日、10月11日、11月2日、12月7日付けで受付されて特定された文書を除く)	市県民税賦課決定取消請求事件に係る文書(平成30年5月15日付け30春総第102号、同年6月18日付け30春総第210号、同年7月17日付け30春総第272号、同年8月27日付け30春総第367号、同年9月18日付け30春総第405号、同年10月25日付け30春総第487号、同年11月16日付け30春総第543号及び同年12月21日付け30春総第652号により決定を受けたものの続きから数えて100枚に満たるまで)	1月24日	一部開示	氏名、住所、郵便番号、性別、生年月日、年齢、事件番号、訴え提起年月日、総所得額、賞金総額、法人名、所在地、事業内容、確定申告書の内容、計算書類の内容、税務署名、郵便局名、印影、地方公共団体名(春日井市を除く。)、部署名、戸籍附票及び顧問弁護士の見解	1 第7条第2号 2 第7条第3号 3 第7条第3号 4 第7条第4号
132	1月11日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H23確認建築愛建住セ23479号	建築計画概要書 H23確認建築愛建住セ23479号	1月23日	全開示		
133	1月16日	請求	上下水道部 下水建設課	公共下水道中央処理区浸入水防止工事(その2)(金入設計書) (紙ベース)	公共下水道中央処理区浸入水防止工事(その2) 金入り設計書	1月31日	全開示		
134	1月16日	請求	上下水道部 下水建設課	公共下水道中央処理区浸入水防止工事(金入設計書) (紙ベース)	公共下水道中央処理区浸入水防止工事 金入り設計書	1月31日	全開示		
135	1月16日	請求	上下水道部 水道工務課	上下水道送水管布設工事(押沢台)(金入設計書) (紙ベース)	上下水道送水管布設工事(押沢台) 金入設計書(紙ベース)	1月30日	全開示		
136	1月16日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H06認建春建000389号	建築計画概要書 H06認建春建000389号	1月23日	一部開示	印影	第7条第4号
137	1月17日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H15確認建築春日井市 00314号	建築計画概要書 H15確認建築春日井市00314号	1月25日	一部開示	印影	第7条第4号
138	1月17日	請求	環境部 環境政策課	平成30年度に使用のご案内の文書の起案文書の頭とご案内の文書の別紙1の表紙と「周辺環境への配慮について」が記載されたページ 平成29年度に使用のご案内の文書の担当から課長までが押印した部分とご案内文書の表紙	平成30年度に使用の、ご案内の文書、の起案文書の頭と、ご案内の文書の別紙1、の表紙、と「周辺環境への配慮について」が、記載されたページ 平成29年度に使用されたご案内の文書、の担当から課長までが、押印した部分と、ご案内文書の表紙	1月31日	全開示		
139	1月21日	申出	上下水道部 下水建設課	下記工事に係る金入設計書 記 ①H26.4.11 公告 公共下水道勝西浄化センター汚泥処理設備工事 ②H28.6.14 公告 公共下水道勝西浄化センター機械設備工事	平成26年度 公共下水道勝西浄化センター汚泥処理設備工事 平成28年度 公共下水道勝西浄化センター機械設備工事 上記工事の金入り設計書	2月4日	全開示		
140	1月29日	請求	企画政策部 秘書課	平成30年4月12～13の春日井市議会議員親睦会に市長、副市長が出席されているが、 ① 市長副市長の出席された目的及び理由をお示し下さい。 ② 市長は公用車を使って出席していますがそれに要した公費の内容と金額の全てを開示して下さい。具体的には イ 公用車の高速道路料金 ロ 公用車の運転手の時間外勤務時間の全て ハ その他(旅行命令簿等)	①支出負担行為決議書兼支出命令書 ②時間外実績一覧 春日井市議会議員親睦会の開催について 旅行命令簿(公用車使用)	2月12日	一部開示	①(1)法人の振込み先、(2)法人の印影及び(3)指定金融機関従業員氏名 ②職員番号	①(1)第7条第3号 (2)第7条第4号 (3)第7条第2号 ②第7条第2号
						2月12日	全開示		

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
141	1月29日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H08認建春建002064号	建築計画概要書 第H08認建春建002064号	1月29日	一部開示	印影	第7条第4号
142	1月29日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H15確認建築春日井市00314号	建築計画概要書 第H15確認建築春日井市00314号	2月5日	一部開示	印影	第7条第4号
143	2月1日	請求	総務部 総務課	市県民税賦課決定取消請求事件のファイルの古いものから数えて100枚に満たるまで(平成30年5月1日、6月8日、7月2日、8月19日、9月3日、10月11日、11月2日、12月7日、平成31年1月10日付けで受付されて特定された文書を除く)	市県民税賦課決定取消請求事件に係る文書(平成30年5月15日付け30春総第102号、同年6月18日付け30春総第210号、同年7月17日付け30春総第272号、同年8月27日付け30春総第367号、同年9月18日付け30春総第405号、同年10月25日付け30春総第487号、同年11月16日付け30春総第543号、同年12月21日付け30春総第652号及び平成31年1月24日付け30春総第759号により決定を受けたものの続きから数えて100枚に満たるまで)	2月14日	一部開示	氏名、住所、事件番号、年齢、訴え提起年月日、調停申立年月日、判決言渡年月日、破産手続開始決定年月日、破産廃止免責許可年月日、経歴、職業、給与額、社会保険料額、等級、税額、控除額、未納税額、法人名、法人設立年月日、所在地、事業内容、仕事内容、金融機関名、預金出入金履歴、弁護士事務所振込先、印影、地方公共団体名(春日井を除く。)及び心身の状態	1 第7条第2号 2 第7条第3号 3 第7条第4号
144	2月5日	請求	建設課 河川排水課	昭和62年8月7日春日井市神屋町2353-3、2298-694、696は「土砂災害特別警戒区域指定」であったが現在「がけ地区」に変更されている「区域指定」に係る経緯と詳細	昭和62年8月7日春日井市神屋町2353-3、2298-694、696は「土砂災害特別警戒区域指定」であったが、現在「がけ地区」に変更されている。「区域指定」に係る経緯と詳細	2月19日	不開示 (不存在)		第11条第2項
145	2月5日	請求	財政部 管財契約課	なお上記に隣接する土地、平成30年3月に取得したJA尾張中央農協坂下支店(神居町2355)に係る経緯と記録	春日井市神屋町2353-3、2298-694、696に隣接する土地を平成30年3月にJA尾張中央農協坂下支店(神居町2355)が取得した経緯と記録	2月19日	一部開示	尾張中央農業協同組合の担当職員氏名及び肩書並びに発言内容、地元住民の氏名、支店の整備費及び印影。	第7条第2号、第3号及び第4号
146	2月13日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H10認建春連000465号	建築計画概要書 第H10認建春連000465号	2月22日	一部開示	印影	第7条第4号
147	2月15日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H30確認建築愛建セ50227号	建築計画概要書 第H30確認建築愛建セ50227号	2月21日	全開示		
148	2月18日	申出	まちづくり推進部 都市政策課	原則:平成30年7月1日から30年12月31日までに付定のあった春日井市住居表示に関する条例第3条・同規則に基づく住居表示実施地区の新築届、付番通知書等、新設物件の受付日(付定日)・町名・住居番号・地番の明記されている資料(氏名部分は必要ありません。)下記見本参照(※1)と該当の住居表示台帳又は位置関図(※1との繋がりが分かるよう付定日・印等明記願います。)	①住居表示台帳 浅山町2丁目3街区、 浅山町4丁目6街区、4丁目7街区 東山町1丁目1街区、1丁目11街区 東山町2丁目8街区	3月12日	全開示		
					②建物等異動届(30春都政第217号、250号、251号、381号、30春都政第412号、445号、528号) 街区符号・住居番号変更等通知書(30春都政第217号、250号、251号、381号412号、445号、528号)		一部開示	届出人の住所、氏名、電話番号、法人担当者の名前	第7条第2号
149	2月19日	請求	議会事務局 議事課	1.平成30年4月及び12月の市議会議員親睦会からの案内状 1.平成30年4月及び12月の出勤簿及び年次休暇簿 (いずれも議会事務局長のもの)	平成30年4月及び12月の市議会議員親睦会からの案内状 (議会事務局長のもの)	3月5日	不開示 (不存在)		第11条第2項
					個人別出勤簿(平成30年4月分・12月分) (個人事務局長のもの)	3月5日	一部開示	職員番号	第7条第2号
150	2月19日	請求	企画政策部 秘書課	1.平成30年12月の議員親睦会からの案内状 市長及び副市長	春日井市議会議員親睦会の開催について	3月5日	全開示		
					平成30年12月の議員親睦会からの案内状(副市長分)	3月5日	不開示 (不存在)		第11条第2項
151	2月22日	請求	総務部 人事課	平成30年4月12日～13日にかけて、春日井市議会議員親睦会に出席した市長の公用車の運転手に係る、運転当時の給料月額、等級号給のわかるもの全て。	在職履歴簿	3月7日	一部開示	個人の生年月日、基準学歴、給料の号給、給料月額及び職員コード	第7条第2号
152	2月27日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H07認建春建1205 H10認建春建000872	建築計画概要書 第H07認建春建001205号 第H10認建春建000872号	3月5日	全開示		
153	3月1日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H06認建春建0555	建築計画概要書 第H06認建春建000555号	3月11日	一部開示	印影	第7条第4号

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項(請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠規定
154	3月1日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 第H12確認建築愛建住セ01212号	建築計画概要書 第H12確認建築愛建住セ01212号	3月11日	一部開示	印影、住宅の間取り	第7条第4号
155	3月1日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H15確認サービス名古屋第一-1679号 第BVJ-N09-10-0816号	建築計画概要書 第BVJ-N09-10-0816号	3月11日	全開示		
					建築計画概要書 第H15確認サービス名古屋第一-1679号		一部開示	印影	第7条第4号
156	3月5日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H16確認建築愛建住セ13434号	建築計画概要書 第H16確認建築愛建住セ013434号	3月12日	一部開示	印影	第7条第4号
157	3月7日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H07認建春建002014号	建築計画概要書 第H07認建春建002014号	3月18日	一部開示	印影	第7条第4号
158	3月8日	請求	総務部 人事課	相談整理簿(平成27年度以降、平成30年1月11日、2月1日、4月3日付けで受付されて特定される文書を除く)受付第159号と合わせて100枚に満たるまで	相談整理簿	3月22日	一部開示	1 個人の氏名、性別、住所、年齢、生年月日、郵便番号、家族構成、電話番号、続柄、疾患名(その症状を含む。)、地図、写真、性格描写、分納額、印影、職業、相談内容、相談者住居地、担当ケースワーカー氏名、屋号、契約の相手方及び契約書に係る日付 2 相談内容に含まれる法人の名称	1 第7条第2号又は第4号 2 第7条第3号
159	3月8日	請求	総務部 総務課	市県民税賦課決定取消請求事件のファイルの古いものから数えて100枚に満たるまで(平成30年5月1日、6月8日、7月2日、8月19日、9月3日、10月11日、11月2日、12月7日、平成31年1月10日、2月1日付けで受付されて特定された文書を除く)	市県民税賦課決定取消請求事件に係る文書(平成30年5月15日付け30春総第102号、同年6月18日付け30春総第210号、同年7月17日付け30春総第272号、同年8月27日付け30春総第367号、同年9月18日付け30春総第405号、同年10月25日付け30春総第487号及び同年11月16日付け30春総第543号、同12月21日付け30春総第652号、平成31年1月24日付け30春総第759号及び平成31年2月14日付け春総第818号により決定を受けたものの続きから当該文書の最後まで)	3月22日	一部開示	氏名、事件番号、正本証明書識別番号、税額計算書の内容(基礎控除額及び均等割額を除く。)、弁護士事務所振込先及び印影	1 第7条第2号 2 第7条第3号 3 第7条第4号
160	3月11日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H19確認サービス第S723-430号	建築計画概要書 H19確認サービス第S723-430号	3月19日	一部開示	印影	第7条第4号
161	3月11日	請求	企画政策部 秘書課	平成30年4月と12月の議員親睦会への出席に係る市長についての「報告書」及び副市長についての「旅行命令簿及び復命書」	平成30年4月と12月の議員親睦会への出席に係る市長についての「報告書」及び副市長についての「旅行命令簿及び復命書」	3月22日	不開示 (不存在)		第11条第2項
162	3月11日	請求	議会事務局 議事課	平成30年4月と12月の議員親睦会への出席に係る議会事務局長の「旅行命令簿」及び「復命書」	平成30年4月と12月の議員親睦会への出席に係る議会事務局長の「旅行命令簿」及び「復命書」	3月22日	不開示 (不存在)		第11条第2項
163	3月11日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 H12確認建築春日井市00165	建築計画概要書 H12確認建築春日井市00165号	3月19日	一部開示	印影、住宅の間取り	第7条第4号
164	3月15日	請求	教育委員会事務局 学校教育課	1. 2018(H30)年11月に各校校長が提出した「長時間労働による健康障害防止のための報告書」	2018(H30)年11月に各校校長が提出した「長時間労働による健康障害防止のための報告書」	3月29日	一部開示	当該職員の年齢・経験年数・休日・休業状況・家族状況 当該職員や家族の健康に関する情報 当該職員の担当する児童生徒及び保護者に関する情報 当該職員の勤務状況に対する評価に関する情報	第7条第2号及び第7号
165	3月14日	申出	財政部 管財契約課	春日井市役所の管轄する施設および所有自動車に付保されている自動車保険、火災保険、その他賠償および補償保険の一覧	春日井市役所の管轄する施設および所有自動車に付保されている自動車保険、火災保険、その他賠償および補償保険の一覧(平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間に保険期間が含まれるもの。ただし、この期間の間に更新があったものは更新後のもののみ対象)	4月12日	全開示		
166	3月18日	申出	まちづくり推進部 建築指導課	建築計画概要書 確愛H23第0551号 平成24年1月13日	建築計画概要書 確愛H23第0551号・建確	3月27日	全開示		
167	3月22日	申出	市民生活部 東部市民センター	東部市民センターに関わる定期保守点検及びピアノ調律・修理 契約見積明細(契約書または請書・見積書) ●●以外のもの 30年度	東部市民センターに関わる定期保守点検及びピアノ調律・修理 契約見積明細(契約書または請書・見積書) ●●以外のもの 30年度	4月1日	一部開示	社印及び代表社印、口座情報	第7条第3号及び第4号
168	3月22日	申出	文化スポーツ部 青年の家	青年の家に係る定期保守点検及びピアノ調律・修理 契約見積明細(契約書または請書・見積書) ●●以外 30年度	平成30年度青年の家ピアノ定期調律及び保守点検 請書1件 平成30年度青年の家ピアノ定期調律及び保守点検 見積書●●(●●●●●●)除く2件	3月29日	一部開示	法人等の印影	第7条第3号及び第4号

整理番号	受付日	区分	担当課等	公文書の名称その他公文書を特定するに足りる事項 (請求の内容)	公文書の名称	開示決定等の 通知をした 日	開示決定等の内容	開示しないこととした部分	開示しないこととした根拠 規定
169	3月27日	請求	財政部 管財契約課	1. 昭和49年10月1日付の「土地の交換契約とこれに伴う覚書について」 1. 平成14年2月20日決裁の「土地の交換に伴う覚書の締結再契約について(同) の全て 「春日井市(八田町)と農協(高森台)との交換」の文書含む 1. 平成29年12月27日締結の「土地交換仮契約書」 1. 平成29年12月の「市と農協との土地交換についての説明資料」	(1) 平成14年2月20日決裁の「土地の交換に伴う覚書の締結再契約について(同) の全て、「春日井市(八田町)と農協(高森台)との交換」の文書含む (2) 平成29年12月27日締結の「土地交換仮契約書」 (3) 平成29年12月の「市と農協の土地交換についての説明資料」	4月10日	一部開示	住民の氏名並びに春日井市農業協同組合及び尾張中央農業協同組合の印影	第7条第2号及び第3号
170	3月28日	請求	まちづくり推進部 建築指導課	春日井市神屋町2355番1 JA尾張中央・坂下支店新築工事 「建築確認書一式」・申請日・許可日			取り下げ		

資料2 平成30年度個人情報保護実施状況一覧表

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	訂正請求に係る個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項	訂正請求の趣旨及び理由	訂正を求める内容		個人情報訂正(不訂正)の決定の通知	訂正請求にかかる保有個人情報が記録されている公文	訂正しないこととした理由
														訂正前	訂正後			
1	4月3日	請求	財政部 資産税課	平成30年度 土地・家屋の課税台帳	平成30年度土地・家屋の課税台帳	4月17日	全開示											
2	4月12日	請求	市民生活部 保険医療年金課	私が平成30年4月に年金を納めたことがわかる情報が記された文書全部(電磁的記録を印刷したものを含む)	私が平成30年4月に年金を納めたことがわかる情報が記された文書全部(電磁的記録を印刷したものを含む)	4月23日	不開示 (不存在)		第21条第2項	国民年金保険料の収納情報は別機関で管理しており、市では請求者の個人情報を作成または取得していないため。								
3	4月12日	請求	財政部 収納課	私が平成30年4月に固定資産税を納付したことがわかる情報が記された文書全部(電磁的記録を印刷したものを含む)	請求者が平成30年4月に固定資産税・都市計画税を納付したことがわかる情報が記された公文書(電磁的記録を印刷したものを含む)	4月25日	不開示 (不存在)		第21条第2項	当該公文書を作成又は所得してないため								
4	4月13日	請求	市民生活部課 市民課	住民票の写し等の交付申請書	住民票の写し等の交付申請書(申請期間:平成30年4月9日)	4月17日	一部開示	①印影 ②利用目的の内容 ③業務の種類 ④委託先従業員の署名	①第17条第4号及び第5号 ②及び③第17条第3号又は第4号 ④第17条第3号	①弁護士に関する情報であり、開示することにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 ②及び③仮に依頼者が個人の場合、開示することにより特定の個人を識別することができるため。また仮に依頼者が法人の場合、依頼した法人が識別され、依頼者の正当な権利の実現に支障を及ぼすおそれがあるため。 どちらの場合も開示することにより依頼者を識別することができ、弁護士と依頼者との信頼関係が損なわれるおそれがあるため及び弁護士の業務に支障を及ぼすおそれがあり、弁護士の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるため。								
5	4月16日	請求	財政部 収納課	私が平成30年4月に固定資産税を納付したことがわかる情報が記された文書全部(電磁的記録を印刷したものを含む)	請求者が平成30年4月に固定資産税・都市計画税を納付したことがわかる情報が記された公文書(電磁的記録を印刷したものを含む)	4月25日	一部開示	・職員番号 ・請求者以外の領収済通知書のOCRデータ	第17条第3号	開示請求者以外の第三者の個人情報であり、公にすることにより、開示請求者以外の第三者の個人を識別することができるため。								
6	4月19日	請求	まちづくり推進部 都市政策課	29春都政第226号・226-2号	29春都政第226号、29春都政第226-2号	5月1日	全開示											
7	4月26日	請求	総務部 総務課	30春総第27号及びこの決定をするにあたり庁内に照会をかけた文書	30春総第27号及びこの決定をするにあたり庁内に照会をかけた文書	5月9日	全開示											
8	5月14日	請求	市民生活部 男女共同参画課	レディアン的女性相談個票 本人が相談したものであるもの全て	男女共同参画課 女性相談個票	5月25日	全開示											
9	5月22日	請求	総務部 総務課	平成29年(行ウ)第34号事件について実施機関で保有している文書(平成29年5/31、および6/23、7/25、9/13、11/22、平成30年2/14)に開示請求をして特定される文書を除く(甲号証は除く) 同上の事件について、平成30年5月16日に裁判所に旅行することに伴って作成された文書(復命書、旅行命令書等)	証拠説明書(B5) 旅行命令簿 行程表	6月4日	全開示											
10	5月22日	請求	市民生活部 市民課	住民票 戸セキの申請書 (●●●●●●、●●●●、●●●)以外の人の申請書	住民票の写し等の交付申請書	6月5日	一部開示	①法人の印影 ②委託先従業員の署名 ③担当者の氏名、役職、ふりがな、生年月日、住所、交付日、有効期日、運転免許番号、顔写真及び交付団体 ④交付請求対象者の一覧中の当該請求者以外の氏名、フリガナ、性別、生年月日及び住所	①第17条第4号及び第5号 ②及び③④第17条第3号	①法人に関する情報であり、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 ②開示することにより特定の個人を識別することができるため。								
					戸籍証明等の交付申請書		不開示 (不存在)		条例第21条第2項	開示請求者の本籍地が春日井市に存在せず、本市では当該保有個人情報を保有してないため								
11	6月7日	請求	市民生活部 市民課	●●●●(●)の住民票及び戸籍の交付申請書 平成30年3月7日から平成30年6月7日迄のもの	開示請求者 ●●●●の●である ●●●●●に係る ①住民票の写し等の交付申請書 ②戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成30年3月7日から平成30年6月7日まで)	6月18日	不開示 (不存在)		条例第21条第2項	平成30年3月7日から平成30年6月7日までの申請期間については、住民票の写し等及び戸籍証明等の交付申請がなく、当該個人情報を保有していないため。								

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	訂正請求に係る個人情報の開示を求めた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項	訂正請求の趣旨及び理由	訂正を求める内容		個人情報(訂正)の決定の通知	訂正請求にかかる保有個人情報が記録されている公文	訂正しないこととした理由	
														訂正前	訂正後				
12	6月7日	請求	市民生活部 市民課	住民票及び戸籍の写し等の交付申請書 平成30年3月7日から平成30年6月7日迄のもの	住民票の写し等の交付申請書 (申請期間:平成30年3月7日から平成30年6月7日まで)	6月18日	不開示 (不存在)		条例第21条第2項	平成30年3月7日から平成30年6月7日までの申請期間については、住民票の写し等の交付申請がなく、当該個人情報を保有していないため。									
					戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成30年3月7日から平成30年6月7日まで)		全開示												
13	6月8日	請求	財政部 収納課	私が平成30年6月に市民税を納付したことがわかる情報が記された文書全部 (電磁的記録を印刷したものを含む)	請求者が平成30年6月に市民税・県民税を納付したことがわかる情報が記された文書(電磁的記録を印刷したものを含む)	6月19日	一部開示	・職員番号 ・請求者以外の領収済通知書のOCRデータ	第17号第3号	開示請求者以外の第三者の個人情報であり、公にすることにより、開示請求者以外の第三者の個人を識別することができるため。									
14	6月8日	請求	総務部 人事課	相談整理簿(平成30年3月に請求者の相談に伴って作製されたものすべて)	相談整理簿(平成30年3月に請求者の相談に伴って作成されたものすべて)	6月22日	不開示 (不存在)		条例第21条第2項	当該請求に係る個人情報を保有していないため									
15	6月18日	請求	市民生活部 市民課	住民票の写し等の交付申請書 戸籍証明等の交付申請書 H28.7.11~H30.6.18	①住民票の写し等の交付申請書 ②戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成28年7月11日から平成30年6月18日まで)	6月29日	一部開示	①委託先従業員の署名等 ②業務の種類 ③依頼者の氏名又は名称 ④依頼者について該当する事由 ⑤印影	①第17条第3号 ②、③及び④第17条第3号及び第4号 ⑤第17条第4号及び第5号	①開示することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別されるため。 ②、③及び④開示することにより依頼者が特定されるため、税理士と依頼者との信頼関係が損なわれ、法人等の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるため。 ⑤税理士に関する情報であり、開示することにより当該税理士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。									
16	6月26日	請求	総務部 総務課	30春総第27号の決定をするにあたり庁内に照会をかけた後に作製された文書 (平成30年4月26日付け請求で特定された文書を除く)	30春総第27号の決定をするにあたり庁内に照会をかけた後に作成された文書 (平成30年4月26日付け請求で特定された文書を除く。)	7月5日	全開示												
17	6月26日	請求	財政部 市民税課	平成29年分確定申告画像ファイル	平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書	7月5日	全開示												
18	7月2日	請求	総務部 総務課	電子申請システムの中に保有している私が請求した文書	平成29年3月17日付け公文書開示請求書	7月11日	全開示												
19	7月23日	請求	市民生活部 市民課	住民票の写し等の交付申請書 (平成30年7月1日~平成30年7月23日まで)	住民票の写し等の交付申請書 (平成30年7月1日~平成30年7月23日まで)	7月31日	一部開示	①利用目的の内容 ②事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用本亭 ③印影 ④委託先従業員の署名 ⑤開示請求者以外の者の氏名、生年月日、住所又は本籍、世帯主・筆頭者の氏名	①、②及び⑤第17条第3号及び第4号 ③第17条第4号及び第5号 ④及び⑤第17条第3号	①、②及び⑤開示することにより依頼者を識別することができるため。依頼者が識別されることにより、弁護士と依頼者との信頼関係が損なわれるおそれがあり、弁護士の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるため。 ③弁護士等に関する情報であって、開示することにより当該弁護士等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 ④及び⑤開示することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別されるため。									
20	7月26日	請求	総務部 総務課	①平成29年(行ウ)第34号事件で実施機関が保有している文書(平成29年5月31日、6月23日、7月25日、9月13日、11月22日、平成30年2月14日、5月22日に交付されて特定された文書を除く(甲号証は除く)) ②同上の事件で7月25日に旅行した際に作製された文書	証拠説明書(B6) 証拠説明書(B9) 証拠説明書(B3) 証拠説明書(B10) 証拠説明書(B7) 証拠説明書(B11) 証拠説明書(B8) 旅行命令簿 行程表	8月3日	全開示												
21	8月1日	請求	市民生活部 市民課	住民票の写し等の交付申請書 戸籍証明等の交付申請書 (平成30年4月1日~平成30年7月31日)	住民票の写し等の交付申請書 (申請期間:平成30年4月1日から平成30年7月31日まで)	8月13日	不開示 (不存在)		第21条第2項	平成30年4月1日から平成30年7月31日までの申請期間については、住民票の写し等の交付申請がなく、当該個人情報を保有していないため。									
					戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成30年4月1日から平成30年7月31日まで)		不開示 (不存在)		第21条第2項	開示請求者の本籍地が春日井市に存在せず、本市では当該保有個人情報保有していないため。									
22	8月10日	請求	市民生活部 市民課	特別永住者証明書記載事項変更届出書 (本人のもの)	特別永住者証明書記載事項変更届出書 (本人のもの)	8月16日	全開示												

整理番号	受付日	区分	担当課等	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の名称その他保有個人情報を特定するに足る事項	開示請求等に係る保有個人情報記録されている公文書の件名	開示決定等の通知をした日	開示決定等の内容	開示等しないこととした部分	開示等しないこととした根拠規定	当該規定を適用する理由	備考	訂正請求に係る個人情報の開示を求めた日その他当該保有個人情報を特定するに足る事項	訂正請求の趣旨及び理由	訂正を求める内容		個人情報訂正(不訂正)の決定の通知	訂正請求にかかる保有個人情報が記録されている公文	訂正しないこととした理由	
														訂正前	訂正後				
31	12月14日	請求	市民生活部 市民課	住民票及び戸籍の写し等の交付申請書 平成30年6月8日から平成30年12月14日までのもの	住民票の写し等の交付申請書 (申請期間:平成30年6月8日から平成30年12月14日まで)	12月25日	不開示 (不存在)		第21条第2項	平成30年6月8日から平成30年12月14日までの申請期間については、住民票の写し等の交付申請がなく、当該個人情報を保有していないため。									
					戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成30年6月8日から平成30年12月14日まで)	12月25日	一部開示	①委託先従業員の署名等 ②事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的 ③印影	①第17条第3号 ②第17条第3号及び第4号 ③第17条第4号及び第5号	①開示することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別されるため。 ②開示することにより依頼人が特定されるため及び弁護士と依頼者との信頼関係が損なわれ、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ③弁護士に関する情報であり、開示することにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。									
32	12月14日	請求	市民生活部 市民課	●●●●●の住民票及び戸籍の交付申請書、平成30年6月8日から平成30年12月14日迄のもの。	開示請求者 ●●●●● の●である ●●●●● に係る ①住民票の写し等の交付申請書 ②戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成30年6月8日から平成30年12月14日まで)	12月25日	一部開示	①委託先従業員の署名等 ②利用目的の内容 ③事件の種類、代理手続の種類及び戸籍の記載事項の利用目的 ④印影	①第17条第3号 ②及び③第17条第3号及び第4号 ⑤第17条第4号及び第5号	①開示することにより、開示請求者以外の特定の個人が識別されるため。 ②及び③開示することにより依頼者が特定されるため及び弁護士と依頼者との信頼関係が損なわれ、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ⑤弁護士に関する情報であり、開示することにより当該弁護士の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため及び犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。									
33	2月4日	請求	市民生活部 市民課	住民票及び戸籍の写し等の交付申請書 平成30年12月15日から平成31年2月3日迄のもの	①住民票の写し等の交付申請書 ②戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成30年12月15日から平成31年2月3日まで)	2月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項	平成30年12月15日から平成31年2月3日までの申請期間については、住民票の写し等の交付申請がなく、当該個人情報を保有していないため。									
34	2月4日	請求	市民生活部 市民課	●●●●●の住民票及び戸籍等の交付申請書の写し 平成30年12月15日から平成31年2月3日までのもの	開示請求者 ●●●●● の●である ●●●●● に係る ①住民票の写し等の交付申請書 ②戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成30年12月15日から平成31年2月3日まで)	2月12日	不開示 (不存在)		第21条第2項	平成30年12月15日から平成31年2月3日までの申請期間については、住民票の写し等の交付申請がなく、当該個人情報を保有していないため。									
35	2月18日	請求	教育委員会事務局 学校教育課	●●●●● 1月23日●●●●●宛てに提出した調査書	1月23日●●●●●宛てに提出した調査書	2月28日	全開示												
36	2月18日	請求	教育委員会事務局 学校教育課	●●●●●の 1月23日●●●●●宛てに提出した調査書	1月23日●●●●●宛てに提出した調査書	2月28日	全開示												
37	3月6日	請求	市民生活部 市民課	住民票の写し等の交付申請書 (平成30.12.1~31.3.6)	住民票の写し等の交付申請書 (申請期間:平成30年12月1日から平成31年3月6日まで)	3月13日	不開示 (不存在)		第21条第2項	平成30年12月1日から平成31年3月6日までの申請期間については、住民票の写し等の交付申請がなく、当該個人情報を保有していないため。									
38	3月7日	請求	市民生活部 市民課	住民票及び戸籍の写し等の交付申請書 平成31年2月4日から平成31年3月7日迄のもの (開示請求者本人による申請を除く)	①住民票の写し等の交付申請書 ②戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成31年2月4日から平成31年3月7日まで。但し開示請求者本人による申請を除く。)	3月18日	不開示 (不存在)		第21条第2項	平成31年2月4日から平成31年3月7日までの申請期間については、住民票の写し等及び戸籍証明等の交付申請がなく、当該個人情報を保有していないため。									
39	3月7日	請求	市民生活部 市民課	●●●●●の住民票及び戸籍等の交付申請書の写し 平成31年2月4日から平成31年3月7日までのもの (開示請求者本人による申請を除く)	開示請求者 ●●●●● の●である ●●●●● に係る ①住民票の写し等の交付申請書 ②戸籍証明等の交付申請書 (申請期間:平成31年2月4日から平成31年3月7日まで。但し開示請求者本人による申請を除く。)	3月18日	不開示 (不存在)		第21条第2項	平成31年2月4日から平成31年3月7日までの申請期間については、住民票の写し等及び戸籍証明等の交付申請がなく、当該個人情報を保有していないため。									
40	3月8日	請求	総務部 総務課	平成29年(行ウ)第34号事件とその控訴審(平成30年(行ウ)第65号事件)で実施機関が保有している文書 平成29年5月31日、6月23日、7月25日、9月13日、11月12日、平成30年2月14日、5月22日、7月26日に受付されて特定された文書を除く (甲号証の1枚目以外を除く) 同上の事件で旅行した際に作成された文書	1 準備書面(5) 2 情報公開請求訴訟における準備書面の受領通知書の送付について(同) 3 要点整理書面(2) 4 要点整理書面(2) 5 情報公開請求訴訟における要点整理書面等の受領通知書の送付について(同) 6 情報公開請求訴訟における判決について(報告) 7 情報公開請求訴訟における控訴状及び控訴理由書の受領について(報告) 8 情報公開請求訴訟における控訴答弁書の提出について(同) 9 受領書 10 情報公開請求訴訟における補充書(1)の受領について 11 情報公開請求訴訟における控訴答弁書に対する反論書の受領について(同) 12 情報公開請求訴訟における証拠説明書及び甲号証の受領通知書の送付について(同)(添付された甲号証については、1枚目に限る。) 13 情報公開請求訴訟における反論書(2)等の受領及び口頭弁論期日の実施について(報告)(添付された甲号証については、1枚目に限る。) 14 旅行命令簿 15 行程表	3月22日	全開示												

資料3 平成30年度会議公開実施状況一覧表

No.	附属機関等名	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			延べ 傍聴 人数
				公開	一部 公開	非公開	
1	表彰審査委員会	秘書課	非公開			1	
2	総合計画審議会	企画政策課	未開催				
3	開発事業紛争調停委員会	総務課	未開催				
4	情報公開・個人情報保護 審査会	総務課	非公開			1	
5	行政不服審査会	総務課	非公開			4	
6	特別職報酬等審議会	人事課	公開	2			
7	防災会議	市民安全課	公開	1			1
8	国民保護協議会	市民安全課	未開催				
9	新型インフルエンザ等対 策連絡調整会議	市民安全課	未開催				
10	市民憲章審議会	市民活動推進 課	未開催				
11	市民活動支援センター運 営委員会	市民活動支援 センター	公開	2			
12	多文化共生審議会	市民活動支援 センター	公開	4			
13	男女共同参画審議会	男女共同参画 課	公開	4			5

平成30年度附属機関等施行状況報告書 平成31年3月31日現在

No.	附属機関等名	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			延べ 傍聴 人数
				公開	一部 公開	非公開	
14	青少年女性センター・勤 労青少年ホーム運営委員 会	男女共同参画 課	公開	2			
15	春日井市国民健康保険運 営協議会	保険医療年金 課	公開	2			
16	市民会館運営審議会	文化・生涯学 習課	未開催				
17	生涯学習審議会	文化・生涯学 習課	公開	2			
18	文化振興審議会	文化・生涯学 習課	公開	1			
19	道風記念館運営協議会	道風記念館	公開	1			
20	スポーツ表彰審査会	スポーツ課	非公開			1	
21	図書館協議会	図書館	公開	1			1
22	予防接種健康被害調査委 員会	健康増進課	未開催				
23	救急医療対策会議	健康増進課	未開催				
24	健康施策等推進協議会	健康増進課	公開	5			
25	胃内視鏡検診運営会議	健康増進課	非公開			2	
26	地域福祉計画推進協議会	地域福祉課	公開	2			1

平成30年度附属機関等施行状況報告書 平成31年3月31日現在

No.	附属機関等名	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			延べ 傍聴 人数
				公開	一部 公開	非公開	
27	民生委員推薦会	地域福祉課	未開催				
28	高齢者総合福祉計画推進協議会	地域福祉課	公開	1			2
29	福祉有償運送運営協議会	地域福祉課	公開	1			
30	老人ホーム入所判定委員会	地域福祉課	非公開			1	
31	地域包括支援センター運営等協議会	地域福祉課	公開	4			12
32	地域包括ケア推進協議会	地域福祉課	公開	2			3
33	春日井市介護認定審査会	介護・高齢福祉課	非公開（公開の場合あり）	1		465	
34	地域自立支援協議会	障がい福祉課	公開	3			22
35	障がい支援区分判定審査会	障がい福祉課	非公開			18	
36	障がい者施策推進協議会	障がい福祉課	公開	2			9

平成30年度附属機関等施行状況報告書 平成31年3月31日現在

No.	附属機関等名	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			延べ 傍聴 人数
				公開	一部 公開	非公開	
37	一体的就労支援事業運営協議会	生活支援課	非公開			1	
38	子ども・子育て支援対策協議会	子ども政策課	公開	3			
39	特別支援保育審査委員会	保育課	非公開			2	
40	環境審議会	環境政策課	公開	3			
41	廃棄物減量等推進審議会	ごみ減量推進課	公開	3			1
42	商工業振興審議会	経済振興課	公開	2			
43	人・農地プラン検討会	農政課	公開	1			1
44	都市計画審議会	都市政策課	公開	2			1
45	都市景観審議会	都市政策課					
46	町名等審議会	都市政策課	公開	1			
47	自転車等駐車対策協議会	都市政策課					
48	地域公共交通会議	都市政策課	公開	3			16

平成30年度附属機関等施行状況報告書 平成31年3月31日現在

No.	附属機関等名	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			延べ 傍聴 人数
				公開	一部 公開	非公開	
49	都市計画マスタープラン 策定委員会	都市政策課	公開	3			2
50	高蔵寺リ・ニュータウン 推進会議	ニュータウン 創生課	公開	3			4
51	開発審査会	建築指導課	非公開			6	
52	建築審査会	建築指導課	非公開			6	
53	旅館等建築審査会	建築指導課	未開催				
54	緑の審議会	公園緑地課	未開催				
55	春日井市民病院事業評価 委員会	管理課	公開	1			
56	上下水道事業経営審議会	上下水道経営 課	公開	4			4
57	消防賞じゅつ金等審査委 員会	消防総務課	未開催				
58	総合教育会議	教育総務課	公開	1			
59	通学区域審議会	学校教育課	未開催				
60	学校保健結核対策委員会	学校教育課	非公開			1	
61	いじめ・不登校対策協議 会	学校教育課	公開	2			
62	就学支援委員会	学校教育課	非公開			4	

平成30年度附属機関等施行状況報告書 平成31年3月31日現在

No.	附属機関等名	所管	公開・非公開 の状況	会議開催状況			延べ 傍聴 人数
				公開	一部 公開	非公開	
63	放課後教室運営委員会	学校教育課	公開	1			1
64	いじめ問題対策委員会	学校教育課	公開	2			
65	文化財保護審議会	文化財課	非公開			1	
66	学校給食運営委員会	学校給食課	未開催				
				78	0	514	86

答 申 書

第1 審査会の結論

春日井市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対して平成29年11月13日付けで行った29春環第376号公文書不開示決定（以下「本件第一決定」という。）及び同日付けで行った29春環第393号公文書不開示決定（以下「本件第二決定」という。）については、妥当である。

第2 事案の概要

本件第一決定に係る開示請求の対象公文書は、公害状況調査報告書：整理番号27-262、No.301に記載された二世帯住宅に設置された太陽光発電施設に係る春日井市住宅用地球温暖化対策機器設置費補助金（以下「本件補助金」という。）の交付申請書全部並びに本件補助金の請求書及びその金額がわかる文書である。また、本件第二決定に係る開示請求の対象公文書は、同太陽光発電施設に係る本件補助金交付申請後に発行している文書で、補助金交付額確定通知書、その起案文書の表紙、それに添付されている文書及び本件補助金の請求書を受理した後に行った補助金交付の手續に係る文書である。以下、本件第一決定及び本件第二決定に係る開示請求の対象公文書を併せて「本件対象公文書」という。

実施機関は、本件対象公文書が存在しているか否かを答えるだけで、春日井市情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第7条第2号の個人識別情報に該当するとして、情報公開条例第10条の存否応答拒否として本件第一決定及び本件第二決定を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件第一決定及び本件第二決定の取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書及び審査請求人の口頭意見陳述によると、おおむね次のとおりである。

(1) 過去の建築指導課の開示決定について

平成 28 年 7 月 22 日に、平成 28 年 3 月 23 日に建築指導課に指導の申立てをした通報等処理票・経過表にある相手方が建築指導課に提出した文書等の開示を受けている。通報等処理票は、主要用途、一戸建ての住宅、棟別用途、一戸建ての住宅となっている。二世帯住宅との記載はない。建築主は所有者であっても一戸建ての住宅に居住するとは限らない。誰でも居住することはできる。また一戸建ての住宅に三世帯が居住していてもそこに居住する人と特定の個人を結びつけることができない。

(2) 過去の環境保全課の開示決定について

平成 28 年 3 月 1 日に環境保全課に苦情の申立てをした。その時に発生源者の住所と氏名の一部を通報している。平成 28 年 4 月 11 日に公害状況調査報告書の開示を受けた。その時開示しないこととした部分は、住所、氏名、連絡先とし、理由は、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるためとの理由で情報公開条例第 7 条第 2 号により不開示とし、その他の部分は開示をしている。個人に関する情報は全て不開示として、特定の個人を識別、結びつけることができる部分も全て不開示となっている。二世帯住宅との部分は開示している。

その後、公害状況調査報告書の平成 28 年 3 月 15 日後の分の開示を平成 29 年 3 月 29 日に受けた。その文書に記載のある発生源の騒音測定を行った。その下部に作図があり、発生源者宅、申立者敷地、申立者宅と記載して、個人情報で特定の個人を識別することができるため不開示とするところを環境保全課は開示した。一戸建ての住宅に二世帯が居住してもそこに居住する人と特定の個人を識別することを結びつけることはできない。

(3) 建築指導課と環境保全課の開示及び交付申請書等の存否について

本件第一決定及び本件第二決定は、交付申請書などの文書が不存在であるとの理由によるものではないので、本件対象公文書は存在すること、また関係者は本件補助金の申請が無いのであれば、一切情報を伝えることを拒否する必要はないことから、本件補助金の申請は有ったことになる。

建築指導課と環境保全課は、開示請求者にとって個人を識別することができる部分は全て不開示とし、情報公開条例第 7 条第 2 号及び第 3 号に該当しない部分は全て開示している。本件補助金の申請書には、事業者の方が作成する部分がある。上記不開示情報に該当する部分は全て不開示として、その他の部分は開示をすることができる。

ある時に環境政策課で担当者と話し合いの中で、本件補助金の交付を行ったと聞いている。

また、建築指導課及び環境保全課は文書を開示するとき、その文書に記

載した申立人又は通報者は、審査請求人と同一人物であると認識していて、一部開示決定を行っている。このように情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当しない部分は、公文書開示請求を拒否することはできない。

(4) 環境政策課が開示請求を拒否した理由について

建築主は市の職員であるが、春日井市生活環境の保全に関する条例（以下「生活環境保全条例」という。）第8条（騒音又は振動による生活環境への配慮）に規定している義務規定を順守せず、本件補助金の交付申請を行い、公金を受け取っている。本件補助金の交付要綱では、生活環境保全条例第8条に規定していることは本件補助金の審査の対象に含まれていないので、環境政策課は適法かどうかの確認を一切しないまま、適法でなくても公金を支払い続けている。この事実が発覚することとなるため、実施機関は開示を拒否している。

(5) 不開示理由の変更について

実施機関は、本件第一決定及び本件第二決定に係る各通知書では、情報公開条例第7条第2号及び第10条を存否応答拒否の理由としていたが、弁明書では情報公開条例第10条のみを理由としており、理由の変更は不当である。

第4 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び平成30年3月26日に実施された口頭での説明において、おおむね次のとおり主張した。

(1) 審査請求人から提出された審査請求書の記載からも明らかなおり、審査請求人は、公害状況調査報告書の「発生源」の「所在地」、「名称」に記載されている情報を特定しているものであることから、本件対象公文書の存在の有無を決定することで、本件補助金の申請に関して特定の個人が行った（又は行わなかった）という情報公開条例第7条第2号の個人情報を開示することとなるため、情報公開条例第10条により、その存否を明らかにしないで、公文書開示請求を拒否したものである。

なお、当該建築物が一戸建ての住宅か二世帯住宅かの違い、所有者が居住しているかどうか、当該建築物に居住する形態が単世帯であるか、二世帯であるか、三世帯であるかの違いを考慮して決定がなされたものではない。

(2) 環境政策課の担当者が審査請求人に対し、本件対象公文書に係る太陽光発電施設につき、本件補助金の交付を行ったと話したことはない。

(3) 弁明書において情報公開条例第7条第2号という文言の記載はないが、

情報公開条例第 10 条による存否応答拒否は、本件対象公文書の存否が情報公開条例第 7 条第 2 号に該当することを前提としており、理由を変更したのではない。

第 5 調査審議の経過

- 1 平成29年11月13日 本件第一決定及び本件第二決定の通知をした日
- 2 平成30年 1 月29日 本件第一決定に係る審査請求のあった日
- 3 平成30年 2 月 9 日 本件第二決定に係る審査請求のあった日
- 4 平成30年 2 月19日 実施機関から各審査請求に係る弁明書を收受
- 5 平成30年 3 月 6 日 審査庁が各審査請求を併合
諮問のあった日
- 6 平成30年 3 月16日 審査請求人から資料を收受
- 7 平成30年 3 月26日 審議、審査請求人の口頭意見陳述及び資料の提出、実施機関の説明の実施
- 8 平成30年 4 月19日 審議

第 6 審査会の判断

1 情報公開条例第 7 条該当性について

公害状況調査報告書は、申立人の氏名及び住所や発生源の所在地（住所）、名称（氏名）及び対応者氏名等の個人識別情報が黒塗りとされて審査請求人に開示されている。そのため、通常であれば、審査請求人は本件対象公文書に係る補助金の申請者を識別できないこととなる。しかし、本件第一決定及び本件第二決定に係る各公文書不開示決定通知書の記載から、次の事実が認められる。

すなわち、審査請求人は、平成 28 年 3 月 24 日付けで、公害状況調査報告書のうち平成 28 年 3 月 1 日に苦情の申立てをしたものを開示請求しており、同日付けで審査請求人も公害苦情を申し立てしていたところ、実際に存在した対象文書は 1 通のみであった。そして、その 1 通が審査請求人に開示されたことから、審査請求人は、当該公害状況調査報告書に記載された申立人が自身であること及び発生源が誰であることを認識したことになる。

そうすると、審査請求人にとっては、仮に本件対象公文書が存在していれば、本件補助金の交付申請者の氏名等を不開示としても、特定の発生源が本件補助金の交付申請をしたことが判明することとなる。また、審査請求人にとっては、仮に本件対象公文書が存在していなければ、特定の発生源が本件補助金の交付申請をしていないことが判明することとなる。このような

特定の発生源者による本件補助金の交付申請の有無という情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、不開示情報に該当する（情報公開条例第7条第2号）。この際、本件補助金の対象が二世帯住宅か否かは、不開示情報該当性に影響を及ぼさない。

なお、弁明書には情報公開条例第7条第2号という文言の記載はないが、後述する情報公開条例第10条による存否応答拒否は、実施機関が説明するとおり、本件対象公文書の存否が情報公開条例第7条第2号に該当することを前提としているから、実施機関が弁明書において理由を変更したものとはいえないことを付言しておく。

2 情報公開条例第10条の存否応答拒否について

原則として、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、開示請求に係る公文書に情報公開条例第7条各号に掲げる不開示情報が記録されている場合を除き、実施機関は、当該公文書を開示する義務がある。しかし、開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、実施機関は、例外的に、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。（情報公開条例第10条。以下「存否応答拒否」という。）

本件対象公文書は、上記1で述べたとおり、存在しているか否かを答えるだけで、審査請求人との関係では不開示情報を開示することとなる。公文書開示請求は、原則として開示請求者が誰であるかによって開示不開示の判断を異にしない制度であるが、本件のように、一般人が知り得ない情報を知っている開示請求者に対しては、そのことを前提とした不開示判断をすることも、情報公開条例第7条の趣旨からは許されるものと考えられる。よって、実施機関が本件第一決定及び本件第二決定のように存否応答拒否を行ったことは妥当である。

なお、存否応答拒否は、その言葉のとおり、対象公文書が存在するとも存在しないとも答えないものである。実施機関が本件対象公文書の不存在を理由とする公文書不開示決定をしていないからといって、本件対象公文書が存在するとは限らないし、本件対象公文書が存在しないとも限らないことを念のため述べておく。

また、環境政策課の担当者が審査請求人に対し本件補助金の交付を行ったと話したか否か及び発生源者の職業や勤務先については、存否応答拒否の妥当性を左右するものではない。

さらに、審査請求人は、環境保全課が作成した公害状況調査報告書及び建

築指導課が作成した通報等処理票が一部開示決定されたことを挙げて本件対象公文書についても同様にすべきと主張しているが、本件対象公文書の存否を応答することは、第三者である特定の個人による本件補助金申請の有無を明らかにすることになるから、自身の苦情申立てに基づく公害状況調査報告書等の一部開示決定とは異なり、実施機関が存否応答拒否を行うことは妥当である。

3 結論

以上により、本件第一決定及び本件第二決定については、上記第1記載の審査会の結論のとおり判断した。

第7 答申に関与した委員

尾関栄作、高松淳也、富田隆司、森幸子、金井幸子

平成 30 年度情報公開・個人情報保護制度施行状況報告書

令和元年 5 月発行

発行 春日井市総務部総務課
問い合わせ先 〒486-8686
春日井市鳥居松町5丁目44番地
春日井市総務部総務課文書担当
電話番号 (0568) 85-6129
Eメール somu@city.kasugai.lg.jp